

**大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
モニタリング実施計画（設計・建設等）**

令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日

大阪府・大阪市

目次

第1 総則	2
1. モニタリング実施計画（設計・建設等）の位置づけ	2
2. 用語の定義	2
第2 モニタリング体制	3
1. モニタリング体制	3
2. SPC のセルフモニタリング体制	3
3. 府及び市のモニタリング体制	3
4. IR 事業評価委員会の体制	4
第3 モニタリングの実施方法	4
1. SPC によるセルフモニタリングの実施方法	4
2. 府及び市によるモニタリングの実施方法	4
(1) 書類による確認	4
(2) SPC へのヒアリング	5
(3) 会議体による確認	5
(4) 実地調査	6
(5) IR 事業評価委員会による委員会評価等	6
第4 モニタリングの時期・内容・様式	6
1. SPC によるセルフモニタリングの時期・内容・様式	6
2. 府及び市によるモニタリングの時期・内容・様式	6
第5 認定区域整備計画の実施状況報告等	7
1. 認定区域整備計画の実施状況報告	7
(1) SPC による事業実施状況等の報告	7
(2) 府及び市による区域整備計画実施状況のとりまとめ	7
(3) IR 事業評価委員会による評価等	7
(4) 国土交通大臣への区域整備計画実施状況報告	7
2. 区域整備計画実施状況評価の反映	8
第6 モニタリング結果等の記録及び公表	8
1. モニタリング結果等の記録	8
(1) SPC によるモニタリング結果等の記録	8
(2) 府及び市によるモニタリング結果等の記録	8
2. モニタリング結果等の公表	8
(1) SPC によるモニタリング結果等の公表	8
(2) 府及び市によるモニタリング結果等の公表	8
第7 是正要求措置	9
別紙	9
別紙1「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」	9
別紙2「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」	9
別紙3「認定区域整備計画の実施状況報告書（様式）」	9
別紙4「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」	9

第1 総則

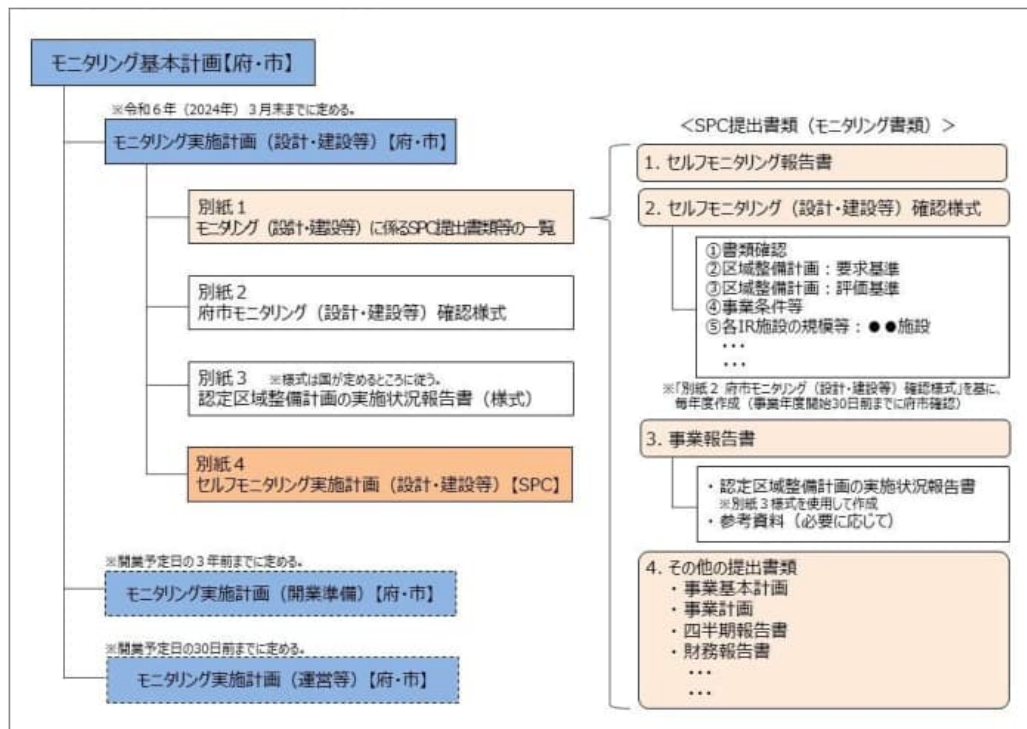
1. モニタリング実施計画（設計・建設等）の位置づけ

府及び市は、設置運営事業が、法令等及び関連協定を遵守し、本事業関連書類に基づき適切かつ確実に遂行されているか、また、その実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、さらに、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等を確認し、継続的な業務改善につなげることで、IR 区域の整備によってめざす公益的な意義及び目標の実現、並びに設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な実施等を図るため、モニタリング基本計画において、設置運営事業の円滑かつ確実な実施を確保するための枠組みについて基本的な考え方を定めた。

本計画（モニタリング実施計画（設計・建設等））は、モニタリング基本計画に基づく本件 IR 施設の設計及び建設・整備等に係る具体的なモニタリングの実施項目及び方法を示すものとして、大阪 I R 株式会社（以下「SPC」という。）が提出した別紙4「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」（以下「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」という。）を踏まえ、モニタリングの体制、実施方法、内容等の詳細を定めるものである。

モニタリング基本計画及びセルフモニタリング実施計画（設計・建設等）の関係等は、図表1に示すとおりである。

【図表1 各種モニタリング計画の関係等】



2. 用語の定義

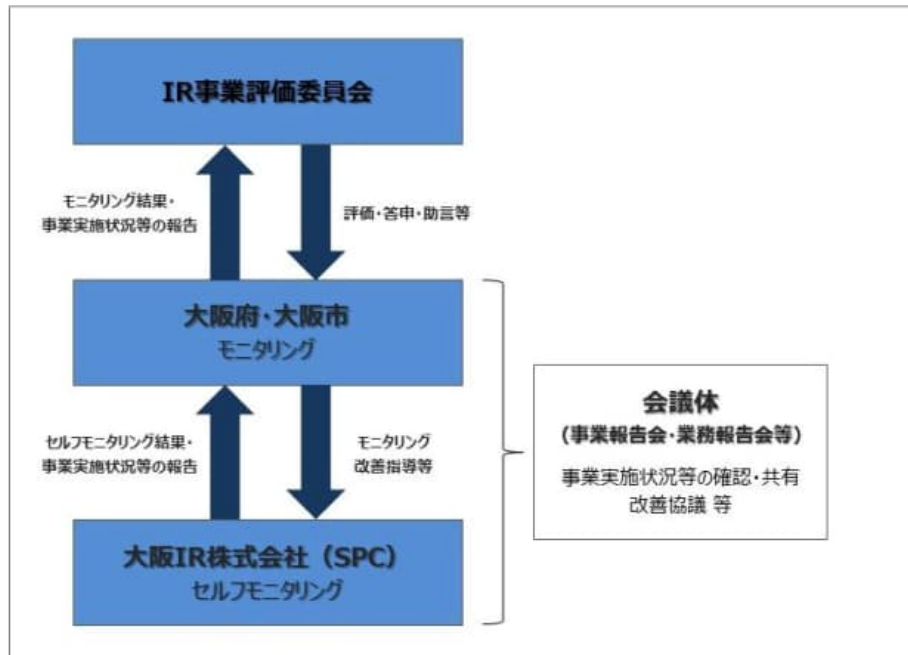
モニタリング実施計画（設計・建設等）において使用する用語の定義は、本計画で別に定める場合を除き、モニタリング基本計画に定めるところに従う。

第2 モニタリング体制

1. モニタリング体制

モニタリングは、SPC によるセルフモニタリング、府及び市によるモニタリング、府、市及び SPC で構成する会議体（図表 4 参照）を活用した事業実施状況等の確認・共有及び改善協議、並びに IR 事業評価委員会による委員会評価等で構成され、図表 2 のモニタリング体制にて実施するものとする。

【図表 2 モニタリング体制】



2. SPC のセルフモニタリング体制

SPC におけるセルフモニタリングの実施体制は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に記載のとおりとする。

3. 府及び市のモニタリング体制

府及び市は、モニタリングを統括する担当（以下「モニタリング統括担当」という。）を I R 推進局推進課に置く。

モニタリング統括担当は、別紙 1 「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に掲げる計画書及び報告書等（以下「モニタリング書類」という。）について、SPC から提出を受け、府及び市によるモニタリング（以下「府市モニタリング」という。）の全体を統括するとともに、モニタリング結果及び認定区域整備計画の実施状況を取りまとめ、IR 事業評価委員会に報告し、委員会評価等を得る。

また、I R 推進局の各所管課は、関係部局と連携し、SPC が実施する各所管業務について、日常的な確認及び指導を行うとともに、SPC から提出されたモニタリング書類の確認及び府市モニタリングを実施する。

なお、SPC から提出されたモニタリング書類の確認及び府市モニタリングについては、

財務モニタリングを中心に、専門性を有した外部アドバイザー（公認会計士を含む。）からの支援を受けて行う。

4. IR 事業評価委員会の体制

府は、市とともに、複数の外部有識者等により構成する IR 事業評価委員会を設置し、毎年度、モニタリング結果及び認定区域整備計画の実施状況を報告するとともに、客観的・専門的な立場からの委員会評価等を得るものとする。

IR 事業評価委員会の概要は、図表 3 に示すとおりである。

【図表 3 IR 事業評価委員会の概要】

項目	内容
名称	大阪府市 IR 事業評価委員会
審議事項	・認定区域整備計画の実施の状況の評価に関する事項の調査審議に関すること。 ・IR 整備法第 10 条第 2 項の区域整備計画の認定の更新及び同法第 35 条第 1 項第 2 号の区域整備計画の認定の取消しの申請に関する事項の調査審議に関すること。 ・認定区域整備計画の変更に関する事項（大阪府知事及び大阪市長が指定する事項に限る。）の調査審議に関すること。
設置年月日	令和 5 年 9 月 29 日
根拠法令等	・大阪府附属機関条例（大阪府） ・執行機関の附属機関に関する条例（大阪市） ・大阪府市 IR 事業評価委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する規則（大阪府） ・大阪府市 IR 事業評価委員会共同設置規約（大阪府、大阪市）
委員定数	10 人以内
委員構成	「法務・コンプライアンス」、「財務・経営」、「依存症」、「治安」、「観光・MICE」その他必要となる各専門分野から選任
任期	2 年以内（再任可）

第 3 モニタリングの実施方法

1. SPC によるセルフモニタリングの実施方法

SPC は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、セルフモニタリングを実施する。

2. 府及び市によるモニタリングの実施方法

府及び市は、SPC によるセルフモニタリングの結果（以下「セルフモニタリング結果」という。）を踏まえ、(1)書類による確認、(2)SPC へのヒアリング、(3)会議体による確認、(4)実地調査及び(5)IR 事業評価委員会による委員会評価等により、府市モニタリングを実施する。

(1) 書類による確認

府及び市は、SPC から提出されたモニタリング書類に基づき、SPC によるセルフモニタリング結果が適正であるか、また、設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業

関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認する。

また、毎事業年度の終了後においては、SPC から提出された「セルフモニタリング報告書」を踏まえ、府市モニタリング結果を別紙 2「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するとともに、SPC によるセルフモニタリングの実施結果並びに府及び市によるモニタリングの実施結果をとりまとめた報告書（以下「モニタリング結果報告書」という。）を作成する。

なお、府及び市は、SPC から提出されたモニタリング書類のみで確認ができない場合、SPC に対して、確認に必要となる資料の提出等を求める。

(2) SPC へのヒアリング

府及び市は、毎事業年度の終了後に行う府市モニタリングにおいては、SPC から提出された「セルフモニタリング報告書」を基に、SPC に対してヒアリングを実施し、当該ヒアリングの内容も踏まえて設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認する。

(3) 会議体による確認

府及び市は、図表 4 に示す会議体を開催し、SPC からセルフモニタリング結果の報告を受けるとともに、モニタリング結果、設置運営事業の進捗状況、課題等の確認及び情報共有、翌事業年度の事業計画の協議、モニタリング結果に基づく改善計画の協議や改善状況の確認等を行う。

なお、各会議体の開催期日及び構成員の詳細は、事業年度毎に、府、市及び SPC の協議により定めるものとする。

【図表 4 会議体の概要】

名称(仮称)	目的	構成員 ^{※1}	開催頻度
事業報告会	➤ モニタリング結果及び事業実施状況等の年度確認 ➤ 翌事業年度の事業計画の協議 ➤ 関連協定、モニタリング計画及び本事業関連書類等の重要事項の変更協議 等	I R 推進局 関係部局 ^{※2} SPC（統括責任者） 金融機関 ^{※2}	年 1 回程度
業務報告会	➤ モニタリング結果及び事業実施状況等の四半期確認 ➤ 改善計画（是正レベル 2 以上）の協議 ➤ 改善計画に基づく改善状況の確認等	I R 推進局 関係部局 ^{※2} SPC（統括責任者・部門統括担当者） 金融機関 ^{※2}	四半期に 1 回程度
連絡会議	➤ モニタリング結果及び事業実施状況等の確認 ➤ 改善計画（是正レベル 1）の協議 ➤ 改善計画に基づく改善状況の確認 ➤ 各種情報共有 等	I R 推進局 関係部局 ^{※2} SPC（部門統括担当者・各部門の担当者）	月 1 回程度

※ 1 各会議体の構成員の詳細は、上記を基本に別途定める。

※ 2 府及び市の関係部局並びに金融機関は、必要に応じて参加・連携

(4) 実地調査

府及び市は、モニタリング書類の確認及び SPC へのヒアリングの結果、必要と判断した場合、現地確認その他の実地調査を行う。

(5) IR 事業評価委員会による委員会評価等

府は、市とともに、毎事業年度の終了後、IR 事業評価委員会に対して、当該事業年度のモニタリング結果を報告し、SPC に対して説明の機会を付与した上で、客観的・専門的な立場からの評価・答申・助言等（委員会評価等）を得る。

第4 モニタリングの時期・内容・様式

1. SPC によるセルフモニタリングの時期・内容・様式

SPC は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、セルフモニタリングを実施する。

また、毎事業年度の終了後において、当該事業年度のセルフモニタリングの結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録し、「セルフモニタリング報告書」としてとりまとめた上で、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、府及び市に提出する。

セルフモニタリングの項目、内容、提出書類、確認頻度等は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に定めるほか、「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」において具体化するものとし、SPC は、事業年度単位で「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を作成・更新し、毎事業年度開始日まで（但し、最初の事業年度は当該事業年度の終了後 30 日以内）に、府及び市の確認を得る。

なお、SPC において作成し、府及び市に提出が必要となるモニタリング書類及びその提出時期等は、別紙1「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に示すとおりとし、SPC は、別紙2「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」の内容を踏まえて、府及び市と協議の上、毎事業年度の「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を作成・更新するものとする。

2. 府及び市によるモニタリングの時期・内容・様式

府及び市は、別紙1「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に定める提出時期に SPC から提出されたモニタリング書類に基づき、府市モニタリングを行う。

また、毎事業年度の終了後においては、SPC から提出されたセルフモニタリング報告書を踏まえ、府市モニタリング結果を別紙2「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」（SPC から提出された「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を踏まえ、適宜内容を改修・更新する。）に記録するとともに、「モニタリング結果報告書」を作成する。

SPC が実施する本件土地課題対策（土壌汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去）¹につ

¹ 大阪府が令和5年度債務負担行為（788億円）を設定し実施している大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業。

いては、事業用定期借地権設定契約並びに、SPC が府及び市との間で令和 5 年 9 月 29 日付けで締結した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書」に定めるところに従い、その実施状況を確認する。

第 5 認定区域整備計画の実施状況報告等

1. 認定区域整備計画の実施状況報告

(1) SPC による事業実施状況等の報告

SPC は、毎事業年度の終了後、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、セルフモニタリング結果を踏まえ、設置運営事業の実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等を含め、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況を確認するとともに、これらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等を検討し、その結果を別紙 3 「認定区域整備計画の実施状況報告書」の様式²に記載し、「事業報告書」としてとりまとめ（但し、財務報告書の内容に関しては合理的に可能な範囲とする。）、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、府及び市に提出する。

(2) 府及び市による区域整備計画実施状況のとりまとめ

府は、市と協力の上、モニタリング結果及び SPC から提出された「事業報告書」の内容を踏まえ、自らが実施する施策及び措置を含む認定区域整備計画の実施の状況について、認定区域整備計画に基づく取組みの状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等（以下「区域整備計画実施状況」という。）をとりまとめ、SPC の事業実施状況等について意見があるときは、意見を付して、別紙 3 「認定区域整備計画の実施状況報告書」の様式に従い、認定区域整備計画の実施状況に係る報告書（以下「認定区域整備計画の実施状況報告書」という。）を作成する。

(3) IR 事業評価委員会による評価等

「認定区域整備計画の実施状況報告書」の作成に当たって、府は、市とともに、SPC に対して説明の機会を付与した上で、IR 事業評価委員会から、客観的・専門的な立場からの評価・答申・助言等（委員会評価等）を得る。

(4) 国土交通大臣への区域整備計画実施状況報告

府は、国土交通大臣から、IR 整備法第 37 条第 2 項に基づき、認定区域整備計画の実施の状況について報告を求められた場合は、市及び公安委員会に協議・報告を行った上で、国土交通大臣に対し、「認定区域整備計画の実施状況報告書」の提出により区域整備計画実施状況報告を行う。

² 報告書の名称は仮称。また、様式は国が定めるところに従う。以下同じ。

2. 区域整備計画実施状況評価の反映

府、市及び SPC は、国土交通大臣により区域整備計画実施状況評価の結果が公表又は府に通知された場合は、当該結果を事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させる。

第6 モニタリング結果等の記録及び公表

1. モニタリング結果等の記録

(1) SPC によるモニタリング結果等の記録

SPC は、セルフモニタリング結果について、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するほか、「セルフモニタリング報告書」を作成する。また、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等について、「事業報告書」を作成する。

(2) 府及び市によるモニタリング結果等の記録

府及び市は、府市モニタリング結果について、「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するほか、「モニタリング結果報告書」を作成する。また、認定区域整備計画の実施状況について、「認定区域整備計画の実施状況報告書」を作成する。

2. モニタリング結果等の公表

(1) SPC によるモニタリング結果等の公表

SPC は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、セルフモニタリングの方法及び結果並びに設置運営事業の実施状況等について、SPC のウェブサイトにおいて公表する。

但し、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容を除く。

(2) 府及び市によるモニタリング結果等の公表

府及び市は、モニタリング基本計画、モニタリング実施計画（設計・建設等）、毎事業年度の「モニタリング結果報告書」及び IR 事業評価委員会による委員会評価等について、府のホームページにおいて公表する。

また、府は、IR 整備法第 37 条第 2 項に基づき国土交通大臣に提出した「認定区域整備計画の実施状況報告書」及び同条第 5 項に基づき国土交通大臣から通知のあった区域整備計画実施状況評価について、府のホームページにおいて公表する。

なお、府は、改善勧告、警告又は改善命令を行った場合において、府が必要と判断したときは、その内容及び改善状況を公表することができる。

但し、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容を除く。

第7 是正要求措置

府及び市によるモニタリングの結果、設置運営事業が法令等、関連協定又は本事業関連書類に基づき適正に遂行されていないと認められる場合には、府は、SPC に対し、モニタリング基本計画に基づき、是正レベルの認定、注意、改善指導、改善勧告、警告及び改善命令等の是正要求措置等をとることができ、SPC はこれに従わなければならない。

なお、是正レベルの認定、是正要求措置、IR 事業評価委員会からの委員会評価等の取得、SPC との協議、改善計画の承認、改善確認等の手続は、I R 推進局の各所管課及び関係部局と連携して、モニタリング統括担当が統括して行う。

別紙

- 別紙1 「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」
- 別紙2 「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」
- 別紙3 「認定区域整備計画の実施状況報告書（様式）」
- 別紙4 「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」

以上

別紙 1

モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧

モニタリング（設計・建設等）に係るSPC提出書類等の一覧

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考
1-1	全般	事業基本計画	変更時/更新時	・認定区域整備計画の一部
1-2	全般	事業計画	毎年度/変更時	
1-3	全般	セルフモニタリング実施計画書（設計・建設等）	策定時/変更時	
1-4	全般	セルフモニタリング実施計画書（開業準備）	策定時/変更時	・策定時は開業予定日の3年前までに提出
1-5	全般	セルフモニタリング実施計画書（運営等）	策定時/変更時	・策定時は開業予定日の30日前までに提出
1-6	全般	事業報告書	毎事業年度	・事業年度終了後60日以内に提出
1-7	全般	セルフモニタリング報告書（設計・建設等）	毎事業年度/変更時	・事業年度終了後60日以内に提出
1-8	全般	セルフモニタリング確認様式①【提出書類】	毎事業年度	
1-9	全般	セルフモニタリング確認様式②【区域整備計画：要求基準】	毎事業年度	
1-10	全般	セルフモニタリング確認様式③【区域整備計画：評価基準】	毎事業年度	
1-11	全般	セルフモニタリング確認様式④【区域整備計画：事業条件等】	毎事業年度	
1-12	全般	セルフモニタリング確認様式⑤【各IR施設の規模等】	毎事業年度	
2-1	開業準備	SPCの体制表	毎事業年度	
2-2	開業準備	SPCの体制計画	毎事業年度	・次期事業年度以降の計画を記載
2-3	開業準備	開業準備業務の体制表	毎事業年度	・委託先等についても記載
2-4	開業準備	開業準備の進捗状況を説明する資料	毎事業年度	
2-5	開業準備	IR整備法に定める手続の履践状況報告書	毎事業年度	
2-6	開業準備	実施協定等に定める手続の履践状況報告書	毎事業年度	・実施協定等：実施協定、事業用定期借地権設定契約及び立地協定
2-7	開業準備	反社会的勢力排除のための行動指針	策定時/変更時	
2-8	開業準備	反社会的勢力排除のための行動指針の履行状況を説明する資料	毎事業年度	
3-1	財務	四半期報告書	四半期毎	
3-2	財務	財務報告書	毎事業年度	
3-3	財務	SPCへの出資状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む
3-4	財務	SPCの登記事項証明書の写し	毎事業年度/増資時	

モニタリング（設計・建設等）に係るSPC提出書類等の一覧

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考
3-5	財務	株式引受契約書の写し	締結時/変更時	
3-6	財務	融資契約の進捗状況を説明する資料	半期毎	・担保権設定等の進捗状況を含む
3-7	財務	融資契約書の写し	締結時/変更時	
3-8	財務	融資実行の状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む
3-9	財務	融資返済の状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む
4-1	設計・建設等	管理体制表（設計業務）	毎事業年度	
4-2	設計・建設等	委託体制表（設計業務）	毎事業年度	
4-3	設計・建設等	管理体制表（施工業務）	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-4	設計・建設等	請負体制表（施工業務）	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-5	設計・建設等	設計工程表	四半期毎	
4-6	設計・建設等	設計業務の進捗状況を説明する資料	四半期毎	
4-7	設計・建設等	工事工程表	四半期毎	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-8	設計・建設等	工事の進捗状況を説明する資料	四半期毎	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-9	設計・建設等	IR施設の用途別面積表	基本設計完了時/IR施設の建設及び整備の着工時/IR施設の営業開始時	・変更時（軽微な場合を除く）にも提出
4-10	設計・建設等	IR施設の平面図・立面図・断面図	基本設計完了時/IR施設の建設及び整備の着工時/IR施設の営業開始時	・変更時（軽微な場合を除く）にも提出 ・附帯施設等を含む
4-11	設計・建設等	施工計画書	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-12	設計・建設等	施工報告書	四半期毎	
4-13	設計・建設等	工事業者から暴力団員等を排除するために行った措置等を説明する資料	毎事業年度	
4-14	設計・建設等	公共インフラ整備等との連携・調整状況を説明する資料	毎事業年度	
4-15	設計・建設等	本件土地課題対策（土壌汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去）の実施状況に関する書類	土地改良事業協定に従う	・大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書（令和5年9月29日付け締結）

※ 提出頻度が毎事業年度となっている提出書類について、最初の事業年度に係る提出時期は当該事業年度のセルフモニタリング報告書の提出時とする。

別紙 2

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式

所 属 ・ 役 職		確 認 日	
		年	月
		年	月
		年	月

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式①【提出書類】

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考	提出日	確認結果	備考（要改善・不遵の場合の内容、その他参考事項を記載）
1-1	全般	事業基本計画	変更時/更新時	・ 認定区域整備計画の一部			
1-2	全般	事業計画	毎年度/変更時				
1-3	全般	セルフモニタリング実施計画書（設計・建設等）	策定時/変更時				
1-4	全般	セルフモニタリング実施計画書（開業準備）	策定時/変更時	・ 策定時は開業予定日の3年前までに提出			
1-5	全般	セルフモニタリング実施計画書（運営等）	策定時/変更時	・ 策定時は開業予定日の30日前までに提出			
1-6	全般	事業報告書	毎事業年度	・ 事業年度終了後60日以内に提出			
1-7	全般	セルフモニタリング報告書（設計・建設等）	毎事業年度/変更時	・ 事業年度終了後60日以内に提出			
1-8	全般	セルフモニタリング確認様式①【提出書類】	毎事業年度				
1-9	全般	セルフモニタリング確認様式②【区域整備計画：要求基準】	毎事業年度				
1-10	全般	セルフモニタリング確認様式③【区域整備計画：評価基準】	毎事業年度				
1-11	全般	セルフモニタリング確認様式④【区域整備計画：事業条件等】	毎事業年度				
1-12	全般	セルフモニタリング確認様式⑤【各R施設の規模等】	毎事業年度				
2-1	開業準備	SPCの体制表	毎事業年度				
2-2	開業準備	SPCの体制計画	毎事業年度	・ 次期事業年度以降の計画を記載			
2-3	開業準備	開業準備業務の体制表	毎事業年度	・ 委託先等についても記載			
2-4	開業準備	開業準備の進捗状況を記明する資料	毎事業年度				
2-5	開業準備	R整備法に定める手続の履践状況報告書	毎事業年度				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式①【提出書類】

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考	提出日	確認結果	備考（要改善・不運の場合の内容、その他参考事項を記載）
2-6	開業準備	実施協定等に定める手続の履践状況報告書	毎事業年度	・実施協定等：実施協定、事業用定期借地権設定契約及び立地協定			
2-7	開業準備	反社会的勢力排除のための行動指針	策定時/変更時				
2-8	開業準備	反社会的勢力排除のための行動指針の履行状況を説明する資料	毎事業年度				
3-1	財務	四半期報告書	四半期毎				
3-2	財務	財務報告書	毎事業年度				
3-3	財務	SPCへの出資状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む			
3-4	財務	SPCの登記事項証明書の手写し	毎事業年度/増資時				
3-5	財務	株式引受契約書の手写し	締結時/変更時				
3-6	財務	融資契約の進捗状況を説明する資料	半期毎	・担保権設定簿の進捗状況を含む			
3-7	財務	融資契約書の手写し	締結時/変更時				
3-8	財務	融資実行の状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む			
3-9	財務	融資返済の状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む			
4-1	設計・建設等	管理体制表（設計業務）	毎事業年度				
4-2	設計・建設等	委託体制表（設計業務）	毎事業年度				
4-3	設計・建設等	管理体制表（施工業務）	毎事業年度	・準備工事の番工時及びR施設の新設及び整備の番工時にも提出			
4-4	設計・建設等	請負体制表（施工業務）	毎事業年度	・準備工事の番工時及びR施設の新設及び整備の番工時にも提出			
4-5	設計・建設等	設計工程表	四半期毎				
4-6	設計・建設等	設計業務の進捗状況を説明する資料	四半期毎				
4-7	設計・建設等	設計・建設工事工程表	四半期毎	・準備工事の番工時及びR施設の新設及び整備の番工時にも提出			

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式①【提出書類】

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考	提出日	確認結果	備考（要改善・不運の場合の内容、その他参考事項を記載）
4-8	設計・建設等	工事の進捗状況を説明する資料	四半期毎	・進捗工事の番工時及びR施設の建設及び整備の番工時にも提出			
4-9	設計・建設等	R施設の用途別面積表	基本設計完了時/R施設の建設及び整備の番工時/R施設の営業開始時の営業開始時	・変更時（軽微な場合を除く）にも提出			
4-10	設計・建設等	R施設の平面図・立面図・断面図	基本設計完了時/R施設の建設及び整備の番工時/R施設の営業開始時	・変更時（軽微な場合を除く）にも提出 ・附属施設等を含む			
4-11	設計・建設等	施工計画書	毎事業年度	・進捗工事の番工時及びR施設の建設及び整備の番工時にも提出			
4-12	設計・建設等	施工報告書	四半期毎				
4-13	設計・建設等	工事業者から暴力団員等を排除するために行った措置等を説明する資料	毎事業年度				
4-14	設計・建設等	公共インフラ整備等との連携・調整状況を説明する資料	毎事業年度				
4-15	設計・建設等	本件土地課題対策（土壌汚染対策・液状化対策・地中障害物除去）の実施状況に関する書類	土地改良事業協定に定める	・大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書（令和5年9月29日付け補遺）			

※提出頻度が毎事業年度となっている提出書類について、最初の事業年度に係る提出時期は当該事業年度のセルフモニタリング報告書の提出時とする。

所屬・役職	確認者	確認日
		年 月 日
		年 月 日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適合の場合の内容、その他参考事項を記載）
要求基準 1 (平成25～12)	1～5号施設に関する政令要件への適合				
	① I R 事業の工程				
	② 国際会議場施設の種類の種類、機能、規模				
	1. 国際会議場施設の種類の種類				
	2. 国際会議場施設の機能・規模				
	(1) 基本的な考え方				
	(2) 主として国際会議の用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）				
	(3) 附帯するその他施設を含めた施設全体の機能				
	(4) 国際会議場施設の最大収容人員				
	a. 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積				
	b. 附帯するその他施設の床面積				
	③ 展示等施設の種類の種類、機能、規模				
	1. 展示等施設の種類の種類				
	(1) 基本的な考え方				
	(2) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計				
	2. 展示等施設の機能				
	(1) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）				
	(2) 附帯するその他施設を含めた施設全体の機能				
	(3) 附帯するその他施設の床面積				
	④ 魅力増進施設の種類の種類、機能、規模				
	1. 魅力増進施設の種類の種類				
	2. 魅力増進施設の機能				
	3. 魅力増進施設の設置及び運営の方針				
	(1) 魅力増進施設の設置及び運営の方針				
	a. 基本的な考え方				
	b. 魅力発信機能				
	c. コンテンツ発展・創出機能				
	(2) カーディングター				
	(3) 三連体転スライ				
	(4) シェパ・フ・トリオリ				
	(5) 関西ジャパニ				
	(6) 関西アート&カルチャーミュージアム				
	⑤ 送客施設の種類の種類、機能、規模				
	1. 送客施設の種類の種類				
	(1) 関西タームセンター				
	a. 種類及び機能				
	b. 規模（床面積）				
	(2) バターミナル及びバスターミナル				
	2. 送客施設の設置及び運営の方針				
	(1) 基本的な考え方				
	(2) 送客範囲の考え方				
	(3) ショーケース機能				
	(4) コンシエージュ機能				
	(5) 交通機能（バスターミナル及びバスターミナルとの連携）				
	(6) 多言語対応の方針				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】

様式番号	確認項目		区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適合の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(7)送客先の観光地及び国内外の事業者との連携					
	⑥宿泊施設の種類、機能					
	1.宿泊施設の種類					
	2.宿泊施設の機能					
	(1)客室ごとの機能・客室構成					
	(2)客室タイプごとの間取図のイメージ					
	(3)施設構成（客室以外の機能の床面積）					
	3.宿泊施設の規模					
	(1)客室の床面積					
	(2)客室ごとの床面積					
	(3)スイートルームの床面積・割合					
	要求基準 2 カジノ施設の敷・ゲーミング区域の床面積の合計 (※面積■4.25)					
	① I R施設の床面積の合計					
	②カジノ施設の種類、機能					
	1.カジノ施設の種類の					
	2.カジノ施設の機能					
	(1)入退場管理					
	a.来訪者の入退場管理					
	b.従業員の入退場管理					
	(2)ゲーミング関連サービスの提供					
	(3)監視、警備等					
	(4)依存防止、有害影響排除					
	(5)その他					
	③カジノ施設の敷、規模					
	1.カジノ施設の敷					
	2.カジノ施設の規模					
	要求基準 3 I R区域の一体的な管理					
	① I R区域が、一団の土地の区域として、I R 事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項					
	要求基準 4 I R区域の土地の使用の権限・I R施設の設置根拠についての妥当性					
	① I R区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定時期					
	1.所有権の取得等の方法					
	2.所有権の取得等の予定時期					
	②収支計画及び資金計画					
	1.収支計画					
	(1)収支計画の見通し					
	(2)財政状況（資産・負債）の見通し					
	(3)予定損益の見通し					
	(4)予定キャッシュ・フローの見通し					
	2.資金計画					
	(1)資金調達計画					
	(2)資金調達の内訳					
	(3)資金調達方法及び資金拠出の裏付け					
	a.合同会社日本MGMリゾート及びMGMリゾート・インターナショナル					
	b.オックス株式会社					
	c.中核株主以外の少数株主					
	d.金融機関					
	要求基準 5 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定					
	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定					
	1.実施方針					
	2.募集要項					
3.提案の概要及びその評価						

府市モニタリング（設計・建設等） 確認様式②【区域整備計画：要求基準】

様式番号		確認項目				
		区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適合の場合の内容、その他参考事項を記載）	
要求基準 6	4. I R 整備法第 8 条第 2 項の協議に関する事項					
	5. 民間事業者を公表した際の公表資料					
	6. 大阪府・市が定める民間事業者との特約のあり方に関するルール等					
	地域における合意形成の手続き					
	① 示付書類の記載事項の概要					
	1. I R 整備法第 9 条第 5 項の協議に関する事項					
	2. I R 整備法第 9 条第 6 項及び第 9 項の同意に関する事項					
	(1) I R 整備法第 9 条第 6 項の同意					
	(2) I R 整備法第 9 条第 9 項の同意					
	3. I R 整備法第 9 条第 7 項の協議その他の住民の意見を反映させるために必要の措置に関する事項					
	(1)「大阪・夢洲地区特定接合部光施設区域の整備に関する計画」（案）に係る公聴会の開催					
	(2)「大阪・夢洲地区特定接合部光施設区域の整備に関する計画」（案）に対する所民意見等の募集					
要求基準 7	4. I R 整備法第 9 条第 8 項の議会の議決に関する事項					
	I R 事業者によるコソライプンスの確保のための体制及び取組					
	① I R 事業者によるコソライプンスの確保のための体制及び取組					
	1. コソライプンス確保のための取組み					
	(1) 基本的な考え方					
	(2) コソライプンス計画の策定及び推進					
	(3) コソライプンス研修の実施					
	2. コソライプンス推進体制の構築					
	(1) コソライプンス・オフィサー					
	(2) コソライプンス部門					
	(3) 内部監査部門・法務部門					
	(4) コソライプンス委員会					
要求基準 8	3. 区域整備計画の認定の申請に当たってのコソライプンスの確保					
	4. 情報セキュリティマネジメント					
	I R 事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除					
	① I R 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名					
	② I R 事業者の役員の氏名又は名称及び住所					
	③ I R 事業者の役員等から反社会的勢力を排除するための措置					
	1. I R 事業者において実施する措置					
	(1) 基本方針					
	(2) 行動指針・各機関・各機関等の作成					
	(3) 協力団員等に係るデータベースの作成・維持管理					
	(4) I R 施設の建設、物品調達等に係る契約に関する措置					
	(5) 役員及び株主又は出資者に関する措置					
要求基準 9	(6) 従業員の雇用及び教育に関する措置					
	2. 大阪府・市による確認					
	④ I R 事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者					
	⑤ I R 事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の株式及び出資金額					
	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと					
要求基準10	I R 区域と国内外の主要都市との交通の利便性					
	(評価基準15)					
	① I R 区域を整備しようとする区域の所在地					
	② I R 施設の所在地					
	③ I R 区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項					
	1. 航空ネットワーク					
	2. 船舶ネットワーク					
	3. 鉄道ネットワーク					
	4. 高速道路ネットワーク					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適合の場合の内容、その他参考事項を記載）
要求基準11	一体的かつ継続的なIR事業の実施				
①IR事業の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）					
1. IR事業の一体性の確保					
2. IR事業の継続的な実施の確保					
(1)基本的な考え方					
(2)長期事業期間の設定					
(3)適切な事業実施体制の構築					
(4)IR事業者の責任の履行確保に関する事項					
(5)株式譲渡制限					
(6)金融機関からの長期融資					
(7)株主及び協力会社からの支援体制の構築					
要求基準12	設置運営事業者と施設共用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携				
※該当なし					
要求基準13	IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること				
①附帯事業に関する事項					
1. IR区域北側国庫における仮留施設等の整備・運営					
2. 関西国際空港におけるボート・ミナルの再整備・運営					
3. 関西国際空港におけるリムジン利用者専用ラウンジの設置・運営					
4. 夢洲1区（グリーンラズビー）における太陽光発電事業					
5. IR区域拡張予定地の暫定利用					
6. その他の附帯事業					
②IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業を行うことを証する事項					
要求基準14	設置運営事業者によるIR施設の所有				
①IR施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期					
1. 所有権の取得方法					
2. 所有権の取得の予定時期					
要求基準15	カンシ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等				
(計画基準25)					
①IR事業者が自ら実施するカンシ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置					
1. カンシ施設に入場した者カンシ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止					
(1)日本人や外国人居住者を対象として一律の入場回数制限や入場料等の取課					
a. 入場回数制限					
b. 入場料等の取課					
(2)依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置					
a. 依存防止規程に基づく利用制限措置					
b. 普及啓発の強化					
c. 相談体制の構築					
d. 治療及び回復につなげる取組み					
e. その他事業者独自の対策					
(3)日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制					
a. 貸付業務の規制					
b. 広告及び勧誘の規制					
(4)上記の各措置の実施のために必要な体制の整備					
(5)国や都道府県等との連携（その他のカンシ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置）					
(6)当該措置を適切に実施すると認められる根拠					
2. 治安・地域風俗環境対策					
(1)カンシ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策					
a. 自主警備のための体制の確保（外国語にも対応できる警備員の配置を含む。）					
b. 治安維持のための防犯カメラの設置					
(2)犯罪の発生対策、騒音の風俗及び清潔な風俗環境の保持、青少年の健全育成					
a. 暴力団員等のカンシ施設への入場の禁止					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適合の場合の内容、その他参考事項を記載）	
要求基準16 （評価基準24）	b.フェー・ローンゲツガ防止のための措置					
	c.防犯上の観点も踏まえた I R 施設のレイアウトの設計					
	d.地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備					
	e.青少年の健全育成（20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を含む。）					
	(3)都道府県公安委員会・都道府県警署との情報共有及び連絡体制の構築					
	(4)当該措置を適切に実施すると認められる根拠					
	②国や都道府県等が実施する施策への I R 事業者による協力事項					
	1.カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止					
	(1)国や都道府県等が実施する施策への協力					
	(2)当該事項を適切に実施すると認められる根拠					
	2.治安・地域風俗環境対策					
	(1)国や都道府県等が実施する施策への協力					
	(2)当該事項を適切に実施すると認められる根拠					
	① I R 事業の収益の活用					
	1. I R 施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額					
	2.維持管理の内容（各 I R 施設の維持管理の具体的な項目を含む。）					
3.設備投資の内容						
(1)施設そのものの維持更新						
(2)コンテンツを支える機能の更新						
(3)施設構造的な修繕・更新						
4.各 I R 施設の設備投資の具体的な項目						
(1) M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設）						
(2)魅力増進施設						
(3)送客施設						
(4)宿泊施設						
(5)来訪及び滞在客と施設						
(6)カジノ施設						
②カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力						
1.カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上						
(1) I R 施設において提供されるコンテンツの更新・追加等						
(2)カジノ施設の設定及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置						
a.ギャンブル等依存症対策						
b.治安・地域風俗環境対策						
(1)イベントの協賛						
(2)カジノ施設の設定及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力						
a.ギャンブル等依存症対策						
b.治安・地域風俗環境対策						
(3)災害等緊急時のサポート						
③収支計画及び資金計画との整合性						
1.認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途						
2.認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額						
(1) I R 区域の整備の推進のための施策及び措置						
a.主な施策の方向性						
(a)夢洲まちづくり関連イベント等の整備・管理等						
(b)夢洲及び夢洲周辺の魅力向上						
(2)カジノ施設の設定及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置						
a.主な施策の方向性						

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適合の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(a)ギョウナル等依存症対策の充実・強化				
	(b)治安・地域風俗環境対策の推進				
	(3)観光の振興に関する施策				
	a.主な施策の方向性				
	(a)大阪ならではのにぎわいを創出する都市の実現				
	(b)24 時間おちどなし可能な街道・観光都市の実現				
	(c)世界水準のMICE都市の実現				
	(d)世界に誇れるスモールツー推進都市の実現				
	(4)地域経済の振興に関する施策				
	a.主な施策の方向性				
	(a)大阪産業を支える中小企業等への支援				
	(b)大阪の未来を築く新たな産業の創出・起業支援等				
	(5)その他のIR整備法第1条の目的及び第4条の地方公共団体の責務を達成するための施策				
	a.主な施策の方向性				
	(a)大阪府・市の財政への貢献				
	(6)社会福祉の増進に関する施策				
	a.主な施策の方向性				
	(a)セーラースピートの充実など府民生活の支援				
	(b)学びの保障等教育の質の向上				
	(c)感染症対策の強化・健康寿命の延伸				
	(7)文化芸術の振興に関する施策				
	a.主な施策の方向性				
	(a)大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市の実現				
	(b)あらゆる人々が文化を享受できる都市の実現				
要求基準18	IR区域の整備による経済的社会的効果				
[1]評価基準17	MICEの開催件数及び伸び率				
	1.国際会議の開催件数の見込み				
	(1)MICEの開催件数				
	(2)ICCA基準の国際会議の開催件数				
	2.展示会・見本市の開催件数の見込み				
	(1)エキジビジョン/イベント(E)の開催件数				
	(2)ISO「展示会」の定義に合致する展示会・見本市の開催件数				
	3.MICEの開催件数の増加件数・伸び率（年間見込み）				
	(1)ミーンズ及びビベンテツァグループの増加件数・伸び率（年間見込み）				
	(2)コンベンションの増加件数・伸び率（年間見込み）				
	(3)エキジビジョン/イベントの増加件数・伸び率（年間見込み）				
	4.MICE開催件数等の推計方法				
	(1)ミーンズ、インセンティブ				
	(2)コンベンション				
	(3)エキジビジョン/イベント				
	②国内外からのIR区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）				
	1. IR区域への来訪者数の見込み				
	2.来訪者数の増加人数・伸び率の見込み				
	3.来訪者数の推計方法				
	③送客施設の機能による他地域への観光客数				
	1.送客施設の機能による他地域への観光客数				
	2.送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法				
	④各事項に関する推計方法				
	1.MICE開催件数等の推計方法				
	2.来訪者数の推計方法				

府市モニタリング（設計・建設等） 確認様式②〔区域整備計画：要求基準〕

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適合の場合の内容、その他参考事項を記載）
[2] 評価基準18	3.送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法				
	4.各事項の推計結果を実現するための方策				
	(1)大阪 I R のテーマパーク戦略				
	a. I R 全体のテーマパーク戦略				
	b. I R 施設等の魅力の維持・向上				
	(2)M I C E 事業のテーマパーク戦略				
	a.セールス組織				
	b.大阪 I R での特徴的な取組み				
	(3)送客施設の機能を最大化するための方策				
	① I R 施設に対する投資の全額の見込み（ I R 施設を構成する各施設に対する投資の全額の見込み額を含む。）				
	1. I R 施設に対する投資の全額の見込み				
	2. I R 施設全体に対する投資による経済波及効果				
	(1)経済波及効果の推計方法				
	3.建設フェーズにおける雇用創出効果				
	4.雇用創出効果の推計方法				
	② I R 区域への来訪者による旅行消費額の見込み（その増加額・伸び率を含む。）				
	1.来訪者が I R 区域に滞在している間に支出する金額（旅行消費額）の見込み、増加額・伸び率				
	(1) I R 開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで				
	(2) I R 区域の後背圏における旅行消費額の現状値				
[3] 評価基準19	a.後背圏の設定				
	b.後背圏における旅行消費額の現状値				
	c. I R 区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み				
	2. I R 運営による経済波及効果（対近畿圏（2府5県））				
	③ I R 施設において雇用する従業員の数の見込み				
	1.雇用する従業員の数の見込み				
	2.雇用する従業員の数の推計方法				
	④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果				
	1.地元調達額の見込み額				
	2.地元調達額の推計方法				
	⑤経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組みの内容				
	1.大阪・関西の遊び場を有する産業領域に関する M I C E 開催及びこれによる産業強化				
	2.大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み				
	(1)M I C E 施設へのインバウンド促進施設の設置				
	(2) I R を活用したインバウンドの創出支援				
	(3)中小企業・スタートアップ企業への支援				
	(4)地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランドの向上				
	(5)大阪・関西、広域への送客強化と地域での消費喚起				
	(6)質の高い雇用機会の提供と人材登壇強化				
	(7)夢洲及びベイエリア一帯の活性化				
	(8)地域社会と連携した地域経済復興				
[3] 評価基準19	① I R 区域を訪訪する訪日外国人旅行者数				
	1.国外からの I R 区域への来訪者数の見込み				
	2.来訪者数の伸び率の考え方				
	② I R 区域を訪訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び推計集計方法				
	1. I R 区域を訪訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定				
	2.推計方法				
	3. I R 区域を訪訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組みの内容				
	(1)バリエーションの施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上				
	(2)M G M 及びバリエーションの創出と顧客基盤と富裕層ホスピタリティの活用				
	(3)M I C E によるビジネスコミュニケーションの訴求最大化				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適合の場合の内容、その他参考事項を記載）
要求基準19 （評価基準25）	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置				
	④カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置				
	1.カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止				
	（1）大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき取り組み				
	Ⅰ 普及啓発の強化				
	Ⅱ 相談支援体制の強化				
	Ⅲ 治療体制の強化				
	Ⅳ 切れ目のない回復支援体制の強化				
	Ⅴ 大阪独自の支援体制の構築				
	■ 推進計画に基づき実施するその他の取り組み				
	（2）ＩＲ事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置等と連携して、都道府県として行なうカジノ行為に対する依存防止のための取り組み				
	（3）ＩＲ区域の周辺地域においてギャンブル等施設の設置を認めない措置				
	2.犯罪の発生予防、善良の風俗及び清らかな風俗環境の保持、青少年の健全育成				

所属・役職	確認者	確認日
		年 月 日
		年 月 日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目		区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不道の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準 1	I R 区域全体のコンセプト					
	① I R 施設の名称及び所在地					
	② I R 事業の名称					
	③ I R 区域の位置及び規模等					
	④ 区域整備計画の意義及び目標					
	1. 意義					
	2. 目標					
	(1) 世界水準のオールインワン M I 複集拠点の形成					
	(2) 国内外からの集客力強化への貢献					
	(3) 日本観光のグートウェイの形成					
	⑤ I R 区域全体のコンセプト					
	1. I R 区域全体のコンセプト					
	(1) 基本理念：「結び」					
	(2) I R 区域全体のコンセプト：「結びの水都」					
	(3) I R のビジョン："WOW" Next					
	(4) 「世界最高水準」の「成長型 I R」を地域とともに実現					
	(5) 多様かつバリエーションの訪日外国人旅行者を誘致し、観光産業の高度化、持続可能性の向上に寄与					
	2. 日本及び大阪 I R の事業環境					
	(1) シンガポール及びラスベガスの I R 事例との比較を踏まえた、大阪 I R のコンセプト					
	(2) 近隣の都市・街区開発の進捗を踏まえたコンセプト策定					
	a. 複合用途による多様なプラチネタイ					
	b. 健康に配慮せる、静い場の形成					
	c. 地域固有の文脈を活かした魅力づくり					
	d. 地域社会との連携による持続的な成長					
	⑥ I R 事業の概要					
	1. 事業概要					
	2. コンセプト					
	(1) コンセプトの反映（ハード面）					
	a. 大阪・関西を世界とつなぐグートウェイ					
	b. どこにしかない最高のエンターテインメント					
	c. 未来を創出するイノベーション					
	d. 大阪の発展を象徴する水					
	(2) コンセプトの反映（ソフト面）					
	a. 交通の結節点：大阪・関西、日本のグートウェイ					
	b. 伝統：にぎわいエンターテインメント					
	c. 産業：地域産業と連携したイノベーションの創出					
	d. 歴史・文化：真の大阪・関西の魅力					
	3. I R 事業の工程					
	4. I R 事業実現に向けた主な課題					
	(1) 新型コリアイラス施設症の影響					
	(2) 国の詳細制度設計（I R 税制・カン管理規制等）					
	(3) 夢州特有の課題					
評価基準 2	I R 区域内の建築物のデザイン					
	① I R 区域内の建築物の外観及び内装					
	1. 「結びの水都」の具現化					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準 4	2.空間の象徴性・先進性				
	3.大阪の文化や歴史の背景を踏まえた空間創出				
	4.周囲の景観や環境との調和				
	② I R 区域の建築物の配置				
	1.基本的な考え方				
	2.具体的な配置計画				
	(1)開発コンセプトに基づいたゾーニング				
	a.「関西ターミナルゾーン				
	b.「イノベーションゾーン				
	c.「ウォーターフロントゾーン				
	d.「緑の腰ゾーン				
	(2)ゾーン毎の配置計画				
	a.「関西ターミナルゾーン				
	b.「イノベーションゾーン				
	c.「ウォーターフロントゾーン				
	d.「緑の腰ゾーン				
	3. I R 区域と周囲との調和に関する基本的な考え方				
	4. I R 区域と周囲との調和に関する具体的な計画				
評価基準 3	I R 施設の規模				
評価基準 4	① I R 区域の面積				
	② I R 施設の床面積				
	③その他スケールに関する事項				
	ユニバーサルデザイン、多文化共生、コミュニティ				
	①ユニバーサルデザイン、多文化共生				
	1.多様な来訪者の受け入れ				
	(1)多言語でのサービス、案内及び情報提供				
	(2)特別なニーズを持つ来訪者への対応				
	(3)多世代が楽しめる施設やプログラムの提供				
	2.ユニバーサルデザイン				
	(1)公平性				
	(2)自由度				
	(3)単純性				
	(4)分かりやすさ				
	(5)安全性				
	(6)体への負担の少なさ				
	(7)スペースの確保				
	3.労働環境の整備、多様な人材の受け入れ				
	(1)経営面、従業員等の女性雇用				
	(2)働きがい等の雇用率				
	4.多様な文化への配慮、尊重				
	(1)宗教的な要件を満たすメニューの提供等				
	(2)文化的・宗教的な習慣や伝統を重視できる環境の提供				
	(3)従業員理解の促進				
	②スタートアップ（環境負荷低減等）				
	1.施設整備（建設）時における取組み				
	(1)建設費材				
	(2)工事作業員通勤車両、施設関連車両				
	2.運営時における取組み				
	(1)日々の運営で消費するエネルギー、水、燃料の消費の継続的な低減				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通過の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(2)最先端技術及びICT技術の活用によるスマートなまちづくり				
	3.取得予定の認証				
	③フェアトレード等				
	1.地域コミュニティの共創				
	2.各種原材料の調達についてのフェアトレードに関する取組み				
	国際会議場施設及び展示等施設の規模				
	① 国際会議場施設の規模の考え方				
	1.国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方				
	(1)競合環境に関する現状認識				
	a.国内外及びアジア・太平洋地域の主要な国際会議場施設				
	b.国際会議場の開催動向				
	c.国際会議場施設の市場ニーズ				
	(2)国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方				
	② 国際会議場施設の床面積及び収容人員				
	1.床面積				
	2.収容人数				
	3.附属するその他施設の床面積				
	③ 展示等施設の規模の考え方				
	1.国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方				
	④ 展示等施設の収容人員及び床面積				
	1.収容人員及び床面積				
	(1)実際の利用シーンにおける収容人員及び床面積				
	(2)消防法施行規則第1条の3の規定に基づく収容人員				
	2.附属するその他施設の床面積				
	国際会議場施設及び展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針				
	① 国際会議場施設の種類の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針				
	1.国際会議場施設の種類、機能				
	2.外観及び内装の特徴				
	(1)外観の特徴				
	(2)内装の特徴				
	3.設置及び運営の方針				
	(1)設置方針				
	a.ラウンジホール・ホールム				
	b.レジデンシャル・ホールム				
	c.中規模の会議室				
	d.高層な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用				
	e.飲食サービス				
	f.動線計画				
	(a)一般来場者動線				
	(b)VIP来場者動線				
	(c)船出入動線・サービス動線				
	(2)運営方針				
	4.評価基準7に記載するMICEのターゲットとの整合性				
	② 展示等施設の種類の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針				
	1.展示等施設の規模・種類				
	2.展示等施設の種類・仕様				
	3.外観及び内装の特徴				
	(1)外観の特徴				
	(2)内装の特徴				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通過の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準 7 （要改善基準1）	4.設置及び運営の方針				
	(1)設置方針				
	a.大規模な展示等施設				
	b.高度な需要への対応に必要な機能・使い勝手・情報通信技術の活用について				
	c.動線計画について				
	(a)一般来場者動線				
	(b)VIP来場者動線				
	(c)搬出入動線・サービス動線				
	(2)運営方針				
	5.評価基準7に記載するMICEのターゲットとの整合性				
	①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針・業務の実施体制及び実施方法				
	1.設置運営方針				
	2.誘致見込み				
評価基準 8 （要改善基準1）	(1)M・I・C・E別の開催規模				
	a.M（ミニチャイナ）・I（インセンティブ）・C（コンベンション）				
	b.E（エキジビション／イベント）				
	(2)主な誘致ターゲット				
	a.M（ミニチャイナ）・I（インセンティブ）				
	b.C（コンベンション）				
	c.E（エキジビション／イベント）				
	3.既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組み				
	(1)M（ミニチャイナ）・I（インセンティブ）・C（コンベンション）				
	(2)E（エキジビション／イベント）				
	②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法				
	1.M・I・C・E別の誘致・開催の取組み方針及び誘致体制				
	2.参画企業とその実績				
	3.近隣MICE施設との役割分担や連携				
	(1)国際会議場施設・展示等施設の共通事項				
	(2)大阪国際会議場との連携				
	(3)大阪国際見本市会場・中江展示等施設との連携				
	4.誘致活動（主催者への開催支援を含む。）における資金とその調達方法				
	5.従業員の確保・育成				
	(1)IR全体に共通する事項				
	a.従業員の確保				
	b.従業員の育成				
	(2)MICEに特的な事項				
	①魅力増進施設の種類・機能・規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針・業務の実施体制及び実施方法				
	1.魅力増進施設の整備計画				
	2.魅力増進施設の種類・機能・規模				
	3.カーテンシター				
	(1)外観及び内装の特徴				
	(2)設置及び運営の方針				
	a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）				
	b.コンテンツ内容				
	c.ターゲットとする客層				
	d.発信方法				
	e.訴求力の高さに関する客観的説明				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
	ｆ)ピーク促進のための取組み ｇ,魅力の幅広い、より深い発信 4.三道体験スタジアム (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービスマン動線） b.コンテナ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明 ｆ)ピーク促進のための取組み ｇ,魅力の幅広い、より深い発信 5.ジヤパニーズパーク (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービスマン動線） b.コンテナ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明 ｆ)ピーク促進のための取組み ｇ,魅力の幅広い、より深い発信 6.関西ジャパニヤ (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービスマン動線） b.コンテナ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明 ｆ)ピーク促進のための取組み ｇ,魅力の幅広い、より深い発信 7.関西パーク＆リチャージシステム (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービスマン動線） b.コンテナ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明 ｆ)ピーク促進のための取組み ｇ,魅力の幅広い、より深い発信 ②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法 1.各施設における業務の実施体制及び実施方法 (1)カーシェア a.運営体制、参画企業と実績 b.従業員の確保・育成 c.提供サービスの調達方法、役割分担、実績 (2)三道体験スタジアム				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準 9 （要改善1）	a.運営体制、参画企業と実績				
	b.従業員の確保・育成				
	c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績				
	(3)ゼネラル・マネージャ				
	a.運営体制、参画企業と実績				
	b.従業員の確保・育成				
	c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績				
	(4)関西ゼネラル				
	a.運営体制、参画企業と実績				
	b.従業員の確保・育成				
	c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績				
	(5)関西アート&カルチャーミュージアム				
	a.運営体制、参画企業と実績				
	b.従業員の確保・育成				
	c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績				
	送客施設の種類の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法				
	1.送客施設の概要				
	2.送客施設の種類の種類、機能、規模				
	(1)関西ゾーンセンター				
	a.種類及び機能				
	b.規模（床面積）				
	c.規模（収容人員）				
	(2)バスターミナル及びワーカーミナル				
評価基準 10 （要改善1）	3.外観及び内装の特徴				
	(1)外観の特徴				
	(2)内装の特徴				
	4.設置及び運営の方針				
	(1)基本的な考え方				
	(2)導入機能				
	a.ゾーンセンター機能				
	b.コンシェルジュ機能				
	c.交通機能				
	(3)多言語対応の方針				
	(4)送客先の観光地及び国内外の事業者との連携				
	送客施設の業務の実施体制及び実施方法				
	1.送客施設の実施体制及び実施方法				
	(1)基本的な考え方				
	(2)旅行会社の活用				
	(3)デパート・企業等の活用				
	(4)交通事業者等の活用				
	2.従業員の確保・育成				
	宿泊施設の種類の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針				
	1.宿泊施設の概要				
	2.宿泊施設の種類の種類				
	3.設置及び運営の方針				
	(1)動線計画				
	a.来訪者動線				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
	b. 搬出入動線、サービス動線				
	(2) レンタル比				
	(3) ターゲットとする客層（国・地域別等）				
	4. 外観および内装の特徴				
	(1) 外観の特徴				
	(2) 内装の特徴				
	② 宿泊施設の機能				
	1. 宿泊施設の機能				
	(1) 客室ごとの機能・客室構成				
	(2) 客室タイプごとの間取図のイメージ				
	(3) 施設構成（客室以外の機能の床面積）				
	2. 設置するホテルのブランド				
	③ 宿泊施設の規模				
	1. 宿泊施設の規模、客室ごとの収容人員				
	(1) 客室ごとの床面積及び収容人員				
	(2) 全ての客室の合計床面積、客室のうち最小のもの、の床面積、スクートルームの最小面積、割合				
評価基準1.1	宿泊施設の設置及び運営の方針				
(要求基準1)	① 宿泊施設の設置及び運営の方針				
	1. 設置予定の飲食施設				
	(1) 宿泊施設に附帯する飲食施設				
	(2) 国際競争力の高さ				
	(3) M I C E 参加者の利用者ニーズへの対応				
	(4) レストラン以外での飲食サービスの提供方針				
	② 宿泊施設のその他附帯サービス				
評価基準1.2	宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法				
(要求基準1)	① 宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法				
	1. 宿泊施設の運営体制及び運営方法				
	(1) 各宿泊施設での共通方針				
	(2) M G M 大阪の運営体制及び運営方針				
	(3) M U S U B I ホテルの運営体制及び運営方針				
	(4) M G M 大阪以外の運営体制及び運営方針				
	2. 宿泊施設の運営実績				
	(1) M G M リーグ・インターナショナルの主な実績				
	(2) アソカスの主な実績				
	3. 従業員の確保・育成方針				
	(1) 基本的な考え方				
	(2) 人材確保の方針				
	(3) 人材育成の方針				
	(4) その他観光客の来訪及び滞在の促進に資する施設の提供、他施設・業種、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の連携体制及び実施方法				
評価基準1.3	その他観光客の来訪及び滞在の促進に資する施設の提供、他施設・業種、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の連携体制及び実施方法				
	① 来訪及び滞在客と施設との概要				
	2. エンターテイメント施設				
	(1) エンターテイメント施設の一覧				
	(2) 夢洲シアターの概要				
	a. 外観及び内装の特徴				
	b. 設置及び運営の方針				
	(a) 基本的な考え方				
	(b) ターゲットとする客層				
	(c) 動線計画（来訪客動線、搬出入動線、サービス動線）				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(3)「結びの段」の概要				
	a.外観の特徴				
	b.設置及び運営の方針				
	(a)基本的な考え方				
	(b)ターゲットとする客層				
	(c)来訪者動線				
	(4)エスplan/バルコの概要				
	a.外観の特徴				
	b.設置及び運営の方針				
	(a)基本的な考え方				
	(b)ターゲットとする客層				
	(c)来訪者動線				
	(5)イノベーションの概要				
	a.外観の特徴				
	b.設置及び運営の方針				
	(a)基本的な考え方				
	(b)ターゲットとする客層				
	(c)来訪者動線				
	3.飲食施設				
	(1)飲食施設の一覧				
	(2)ローカール・サローバル・サローダイニングの概要				
	a.外観及び内装の特徴				
	b.設置及び運営の方針				
	(a)基本的な考え方				
	(b)ターゲットとする客層				
	(c)動線（来訪者動線、精出入動線、サービス動線）				
	(3)ジャスコ、サパークラ、パークレー等のナイトエンターテイメント施設の概要				
	a.外観及び内装の特徴				
	b.設置及び運営の方針				
	(a)基本的な考え方				
	(b)ターゲットとする客層				
	(c)動線（来訪者動線、精出入動線、サービス動線）				
	4.物販施設				
	(1)物販施設の一覧				
	(2)Luxuryテールの概要				
	a.外観及び内装の特徴				
	b.設置及び運営の方針				
	(a)基本的な考え方				
	(b)ターゲットとする客層				
	(c)動線（来訪者動線、精出入動線、サービス動線）				
	(3)その他テールの概要				
	a.外観及び内装の特徴				
	b.設置及び運営の方針				
	(a)基本的な考え方				
	(b)ターゲットとする客層				
	(c)動線（来訪者動線、精出入動線、サービス動線）				
	5.その他施設				
	(1)その他施設の一覧				
	(2)エネルギー供給施設（エネルギーセンター）の概要				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目		区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準15 (要添基準10)	①設置方針					
	(1)設置方針					
	(2)運営方針					
	②カシノ施設の数・規模					
	1.カシノ施設の数					
	2.カシノ施設の規模					
	①R区域の交通の利便性					
	①国際アクセス					
	②国内アクセス					
	③域内アクセス					
評価基準16 (要添基準10)	1.航空ネットワーク					
	2.船舶ネットワーク					
	3.鉄道ネットワーク					
	4.高速道路ネットワーク					
	5.交通アクセスの現状と渋滞対策					
	6.交通事業者等との連携について					
	①R区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置					
	①R区域外の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のR区域の整備に伴い必要となる関連する施策など交通環境の改善					
	1.周辺地域の開発及び整備					
	(1)夢洲のめざすべき姿					
評価基準17 (要添基準18)	a.夢洲まちづくり構想（平成29年8月4日策定）					
	b.夢洲まちづくり基本方針（令和元年12月18日策定）					
	(2)法定計画					
	2.交通環境の改善					
	(1)夢洲へのアクセス整備					
	a.鉄道アクセス					
	b.道路アクセス					
	c.海上・航空アクセス					
	(2)交通環境の改善に係る施策の実施体制					
	②MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要とする他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置					
評価基準18 (要添基準18)	1.MICE誘致のための施策及び措置					
	(1)大阪におけるMICE推進に係る戦略及び体制					
	(2)主要MICE拠点の役割分担及び連携					
	2.インバウンドの促進のための施策及び措置等					
	(1)周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定					
	(2)IR区域を含めた地域における観光の魅力を向上させる力モーション					
	①観光への効果					
	①MICEの開催件数（その増加件数・伸び率を含む。）及び④その推計方法					
	1.国際会議の開催件数の見込み					
	(1)開催件数					
評価基準19 (要添基準18)	(2)ICC・ACA・Aを含む開催件数					
	2.展示会・見本市の開催件数の見込み					
	(1)開催件数					
	(2)ISOの定数に基づく開催件数					
	3.MICEの開催件数の増加件数・伸び率の見込み					
	(1)ミニ・デスティニティ及びインセンティブ・デスティニティの増加件数・伸び率（年間見込み）					
	(2)コンベンション/イベントの増加件数・伸び率（年間見込み）					
	(3)エキスポ/コン/イベントの増加件数・伸び率（年間見込み）					
	4.MICE開催件数等の推計方法					
	(1)ミニ・デスティニティ、インセンティブ・デスティニティ					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準18 （要改善18）	(2)コンベンション				
	(3)エキスポン/イベント				
	②国内外からのＩＲ区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）及び④その推計方法				
	1. ＩＲ区域への来訪者数の見込み				
	2. 来訪者数の増加人数・伸び率の見込み				
	3. 来訪者数の推計方法				
	(1)ＭＩＣＥ施設への来訪者数の推計方法				
	(2)魅力増進施設への来訪者数の推計方法				
	(3)送客施設への来訪者数の推計方法				
	(4)宿泊施設への来訪者数の推計方法				
	(5)来訪及び滞在者と施設への来訪者数の推計方法				
	(6)カシノ施設への来訪者数の推計方法				
	a. 国内旅行者数（日帰り）				
	b. 国内旅行者数（宿泊）				
	c. 訪日外国人旅行者数				
	③送客施設の機能による他地域への観光客数及び⑤その推計方法				
	1. 送客施設の機能による他地域への観光客数				
	2. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法				
	④各事項に関する推計方法				
	1. ＭＩＣＥ開催件数等の推計方法				
	2. 来訪者数の推計方法				
	3. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法				
	4. 各事項の推計結果を実現するための方策				
	(1)大阪ＩＲの「リーディング戦略				
	a. ＩＲ全体の「リーディング戦略				
	b. ＩＲ施設等の魅力の維持・向上				
	(2)ＭＩＣＥ事業の「リーディング戦略				
	a. テーブル組織				
	b. 大阪ＩＲでの特徴的な取組み				
	(3)送客施設の機能を最大化するための方策				
	地域経済への効果				
	① ＩＲ施設に対する投資の全額の見込み（ ＩＲ施設を構成する各施設に対する投資の全額の見込み額を含む。）及び⑤その推計方法				
	1. ＩＲ施設の投資の全額の見込み				
	2. 主な初期投資額の考え方及びポイント				
	3. ＩＲ施設全体に対する投資による経済波及効果				
	(1)経済波及効果の推計方法				
	4. 建設フェーズにおける雇用創出効果				
	(1)雇用創出効果の推計方法				
	② ＩＲ区域への来訪者による旅行消費額の見込み(その増加額・伸び率を含む。)及び⑤その推計方法				
	1. 後背圏の設定				
	2. ＩＲ区域の後背圏における旅行消費額の現状値				
	3. 来訪者が ＩＲ区域に滞在している間に支出する金額（旅行消費額）の見込み、増加率・伸び率				
	4. 旅行消費額の計算方法				
	5. ＩＲ区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み				
	6. ＩＲ区域の後背圏における旅行消費額の計算方法				
	7. ＩＲ運営による経済波及効果				
	8. 経済波及効果の推計方法				
	③ ＩＲ施設において雇用する従業員の数の見込み				
	1. 雇用する従業員の数の見込み				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
	2.雇用する従業員の数等の推計方法				
	（1）主な施設等における推計の基本的な考え方				
	a.カシノ施設				
	b.宿泊施設				
	c.飲食施設				
	④その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果				
	1.後背国の考え方				
	2.地元調達額の見込み額				
	3.経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組みの内容				
	（1）大阪・関西の魅力を有する産業領域に関するMICE開催及びこれによる産業強化				
	（2）大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み				
	a.MICE施設へのインバウンド促進施設の設置				
	b.IRを活用したインバウンドの創出支援				
	c.中/小企業・スタートアップ企業の支援				
	d.地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランドの向上				
	（a）地元産品の調達				
	（b）地域資源の発掘				
	（c）地域ブランドの向上				
	e.大阪・関西、広域への送客強化と地域での消費喚起				
	f.質の高い雇用機会の提供と人材登壇強化				
	g.夢洲及びベイエリア一帯の活性化				
	h.地域社会と連携した地域経済振興				
評価基準19	2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献				
（要改善18）	①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数及び③その推計方法				
	1.国外からのIR区域への来訪者数の見込み				
	2.来訪者数についての考え方（訪日外国人旅行者）				
	②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び③その推計方法				
	1. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定				
	2.推計方法				
	3. IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組みの内容				
	（1）バリエーションな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上				
	（2）MGM及びホテルが保有する顧客基盤と高付価値ホテルチャイナ・ソカイの活用				
	（3）MICEによるビジネスコミュニケーションの訴求最大化				
評価基準20	IR事業者やその構成員が事業を確立に遂行できる能力、役割分担と連携				
	①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制				
	1. IR事業者の構成員				
	2. IR事業の実施体制				
	（1）基本的な考え方				
	（2）設計・建設の実施体制				
	（3）開業準備の実施体制				
	（4）運営・維持管理等の実施体制				
	3. IR事業者の概要				
	4. IR事業者の従業員				
	5. IR事業者の主要株主等基準連以上の子の議決権等の保有者				
	（1）主要株主等基準連以上の子の議決権の保有者				
	（2）合同会社日本MGMリゾート				
	（3）オックス株式会社				
②IR事業の工程					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準21	財務の安定性				
	① I R施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額				
	1. I R施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額				
	2.設備投資の内容				
	(1)施設そのものの維持更新				
	(2)コンテンツを支える機能の更新				
	(3)施設構造的な修繕・更新				
	3.維持管理の内容				
	(1)什器備品の修繕保守				
	(2)施設の修繕保守				
	(3)機材の修繕保守				
	②収支計画及び資金計画				
	1.収支計画				
	(1)収支計画の見通し				
	(2)財政状況（資産・負債）の見通し				
	(3)予定損益の見通し				
	(4)予定キャッシュフローの見通し				
	2.資金計画				
	(1)資金調達計画				
	(2)資金調達の内訳				
	(3)資金調達方法及び資金拠出の蓋然性				
	a.合同会社日本MGミュージック及びMGミュージック・エンターテイナル				
	b.オリックス株式会社				
	c.中核株主以外の少数株主				
	d.全額借入				
	③財務の状況が悪化した場合の措置				
	1.財務状況を悪化させるリスクと対処方法				
	(1)財務状況を悪化させるリスク				
	a.建設中・運営中共通のリスク				
	(a)法令制度変更リスク				
	(b)経済環境の変化によるリスク				
	(c)インフラ整備リスク				
	(d)不可抗力（火災・地震等）による損害リスク				
	b.建設中のリスク				
	(a)スケジュール遅延リスク				
	(b)建設コスト増加リスク				
	c.運営中のリスク				
	(a)許認可に関するリスク				
	(b)従業員関連リスク				
	(c)需要低減リスク				
	(d)与信リスク				
	(e)不可抗力以外のリスク				
	(2)各リスクの対処方法				
	a.事業普及を行う対応策				
	(a)保険の付保				
	(b)保守的かつ健全な事業計画の作成				
	(c)最悪の見通しに基づくスケジュール				
	(d)地震、水害等の災害に強い施設設計・配置				
	(e)継続的な従業員の研修				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(f)運営上の対応策				
	(g)合同会社日本MGMリサーチ及びオリックスからの事業サポート				
	b.関係者と協働して行う対応策				
	(a)規制当局や他の行政機関との継続的なコミュニケーション				
	(b)事業計画の見直し				
	(c)合同会社日本MGMリサーチ及びオリックスからの緊急時の支援				
	(3)業績の事業計画を下回るケース（スリムケース）の対応策				
	a.ショックケース（一時的に大きな収入減が発生）				
	(a)平常時から緊急時の埋当金を確保				
	(b)借入返済準備金を確保				
	(c)全株機関からの運転資金サポートラインを設定				
	b.ダウンケース（業績が計画を下回る状態が継続）				
評価基準22	防災及び減災のための取組等				
	①想定されるリスク事象の種類及び程度				
	②整備・運営における防災・減災対策等				
	1.自然災害				
	(1)ハート面で実施予定の対策				
	a.大阪市の取組み				
	b. I R 事業者の取組み				
	(2)ソフト面で実施予定の対策				
	a.大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み				
	b. I R 事業者の取組み				
	(a)防災対策計画の策定及び実施				
	(b)情報発信の強化				
	(c)帰宅困難者支援				
	2.非自然災害				
	(1)感染症対策				
	a.ハート面で実施予定の対策				
	b.ソフト面で実施予定の対策				
	(2)サイバーセキュリティの確保				
	a.大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み				
	b. I R 事業者の取組み				
	(a)ハート面で実施予定の対策				
	(b)ソフト面で実施予定の対策				
	(3)テロ対策				
	a.大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み				
	b. I R 事業者の取組み				
	(a)ハート面で実施予定の対策				
	(b)ソフト面で実施予定の対策				
	3.危機管理体制及び I R 区域周辺の滞在者や住民への配慮				
	(1) I R 事業者の危機管理体制等				
	a.内部体制				
	b.外部関係者との連携				
	c.夢洲島内連携				
	(2)関係者の役割分担				
	4.費用の見込み				
	(1)大阪府・市における費用の見込み				
	(2) I R 事業者における費用の見込み				
	③予定する保険の詳細				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通過の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準23 （要求基準6）	①地域における十分な合意形成 1. I R 整備法に基づき合意形成の手続き (1) I R 整備法第9条第5項の協議に関する事項 (2) I R 整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項 a. I R 整備法第9条第6項の同意 b. I R 整備法第9条第9項の同意 (3) I R 整備法第9条第7項の公聴会その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項 (4) I R 整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項 2. I R 誘致に向けた合意形成の取組み (1)大阪府・市共同でのI R 区域の整備の推進 (2)府民理解の促進の取組み a.府民全体への情報発信 b.地元企業への情報発信 c.大学生・若い世代への情報発信 d.女性・ファミリー層への情報発信 (3) I R 推進会議の設置 (4)府内市町村への説明 3.長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくための取組み				
評価基準24 （要求基準16）	①カジノ事業の収益等の活用 1. I R 施設の整備等（資本的支出） (1) I R 施設の整備 (2) I R 施設・設備等への再投資 a. M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設） b. 魅力増進施設 c. 送客施設 d. 宿泊施設 e. 求職及び滞在客と施設 f. カジノ施設 2. I R 施設の維持管理 3. I R 施設において提供するツアリングの更新・追加等 (1) M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設） (2) 魅力増進施設 (3) 送客施設 (4) 宿泊施設 (5) 求職及び滞在客と施設 (6) カジノ施設 (7) その他 4. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置 (1) ギャングル等依存症対策 (2) 治安・地域風俗環境対策 5. 支出の優先順位等、再投資の方針 ②カジノ事業の収益等を活用した都市交通等が実施する区域整備計画に関する施策への協力 1. イベントの協賛 2. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力 (1) ギャングル等依存症対策 (2) 治安・地域風俗環境対策 3. 災害等緊急時のサポート				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準25	③収支計画及び資金計画との整合性 カジノ施設の設置及び運営に伴う貴重な影響の排除 ①カジノ施設の特徴（設備、構造、サービス）、業務の実施体制及び実施方法				
(参考基準2.15.19)	1.カジノ施設の特徴				
	(1)設備 上の特徴				
	a.入退場管理				
	b.ゲーミング関連サービスの提供				
	c.監視、警備等				
	d.依存防止、有害影響排除				
	(2)構造 上の特徴				
	(3)サービス 上の特徴				
	a.飲食サービス				
	b.ロイヤリティ・プログラム				
	c.カジノ行為関連サービス				
	d.相談対応				
	e.その他サービス				
	2.業務の実施体制及び実施方法				
	(1)施設の運営体制				
	(2)従業員の確保・育成				
	② I R 事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針				
	1.ギャンブル等依存症対策				
	(1)関係者の役割分担				
	(2)連携協力の方針				
	a.情報共有及び連絡体制の構築				
	b.国や都道府県等が実施する施策への協力				
	③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（実施後及び将来目標）				
	1.調査・算出方法				
	(1)判定基準				
	(2)調査地域				
	(3)調査対象				
	(4)調査数				
	(5)抽出方法				
	(6)調査方法				
	2.実測後及び将来目標値について				
	④依存症対策項目の具体的内容				
	1. I R 事業者の実施する依存症対策				
	(1)日本人や外国人居住者を対象として一律の入場回数制限や入場料等の取組				
	a.事前（発生抑制策）				
	(a)入場回数制限				
	(b)入場料等の取組				
	(2)依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置				
	a.事前（発生抑制策）				
	(a)普及啓発の強化				
	(b)相談体制の構築				
	(c)治療及び回復支援につなげる取組み				
	(d)その他事業者独自の対策				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
	b.事後（発生後対策）				
	(a)依存防止規程に基づく利用制限措置				
	(b)治療及び回復支援につなげる取組み				
	(3)日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び動静の規制				
	a.事前（発生抑制策）				
	(a)貸付業務の規制				
	(b)広告及び動静の規制				
	(4)当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	2.大阪府・市が実施する依存症対策				
	(1)大阪府キヤンパル等依存症対策推進計画に基づく取組み				
	a.事前（発生抑制策）と事後（発生後対策）共通				
	(a)大阪独自の支援体制の構築				
	b.事前（発生抑制策）				
	(a)普及啓発の強化				
	(b)相談支援体制の強化				
	(c)治療体制の強化				
	(d)切れ目のない回復支援体制の強化				
	c.事後（発生後対策）				
	(a)相談支援体制の強化				
	(b)治療体制の強化				
	(c)切れ目のない回復支援体制の強化				
	(2)ＩＲ事業者によるカンパ行爲に対する依存防止のための措置等と連携して、都道府県としてカンパ行爲に対する依存防止のための取組み				
	a.事前（発生抑制策）				
	(3)ＩＲ区域の周辺地域においてキヤンパル等施設を設置を認めない措置				
	a.事前（発生抑制策）				
	③カジノ施設及びＩＲ区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容				
	1.カジノ施設及びＩＲ区域内の警備				
	(1)自主警備のための体制の確保				
	a.事前（発生抑制策）				
	b.事後（発生後対策）				
	(2)外国語にも対応できる警備員の配置				
	a.事前（発生抑制策）				
	b.事後（発生後対策）				
	(3)当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	2.カジノ施設及びＩＲ区域内の監視（治安維持のための防犯カメラの設置を含む）				
	(1)カジノ施設の監視				
	a.事前（発生抑制策）				
	b.事後（発生後対策）				
	(2)ＩＲ区域内の監視				
	a.事前（発生抑制策）				
	b.事後（発生後対策）				
	(3)当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	④犯罪の発生対策、善良の風俗及び清らかな風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目の具体的内容				
	1.ＩＲ事業者が実施する対策				
	(1)犯罪の発生対策、善良の風俗及び清らかな風俗環境の保持				
	a.暴力団員等のカジノ施設への入場禁止				
	(a)事前（発生抑制策）				
	(b)事後（発生後対策）				
	b.スネーローン・カンパ防止のための措置				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(a)事前（発生抑制策）				
	(b)事後（発生後対処策）				
	c.防犯上の観点も含めた「R施設レイアウト」の設計				
	(a)事前（発生抑制策）				
	(b)事後（発生後対処策）				
	d.地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備				
	(a)事前（発生抑制策）				
	(b)事後（発生後対処策）				
	e.当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	(2)青少年の健全育成				
	a.20歳未満の者のカサ施設への入場禁止等				
	(a)事前（発生抑制策）				
	(b)事後（発生後対処策）				
	b.当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	2.大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察が実施する対策				
	(1)警察力の強化				
	a.警察官等の配置				
	b.警察職員の増員				
	(2)治安・地域風俗環境対策				
	a.事前・事後（共通）				
	b.事前（発生抑制策）				
	c.事後（発生後対処策）				
	⑦カサ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方案				

所屬・役職	確認者	確認日
		年 月 日
		年 月 日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式④【事業条件等】

確認項目	事業条件書	区分	確認資料等	確認結果	本件特定合数	備考（要改善・不通の場合の内容、その他参考事項を記載）
1.R予定区域等の位置及び規模等に関する事項	第3					
1.1.R予定区域（敷地A及びB）の位置及び規模等	1					
2.臨港緑地（敷地C）について	2					
3.1.R区域拡張予定地（敷地D）について	3					
4.グリーンテラスV-7の利用について	4					
5.法令等による土地利用の制限等	5					
・導入用途に関する事項	5(1)					
・危険物の使用及び貯蔵に関する事項	5(2)					
・風俗営業等（特定遊興飲食店営業）に関する事項	5(3)					
・道路上空利用等に関する事項	5(4)					
・景観に関する事項	5(5)					
・容積の移動に関する事項	5(6)					
6.供給インフラに関する情報	6					
・上水道・工業用水道	6(1)					
・下水道	6(2)					
・電気・ガス・通信	6(3)					
・供給スケジュール	6(4)					
7.埋立地・地盤状況等に関する情報	7					
・1.R予定区域の土地造成計画	7(2)					
8.開発に当たつての留意事項	8					
・消防水利	8(2)					
・開発許可等の取得等に関する事項	8(3)					
事業用地の権利関係及びその使用に関する事項	第4					
1.1.R予定区域の土地（敷地A及びB）の使用	1					
2.臨港緑地（敷地C）の使用	2					
・便益施設を設置する範囲	2(1)					
・海上交通リポート施設を設置する範囲	2(2)					
・工事ヤード等としての使用	2(3)					
3.1.R区域拡張予定地（敷地D）の使用	3					
・暫定利用	3(1)					
・工事ヤード等としての使用	3(2)					
4.事前調査等	4					
5.地中埋蔵物の除去等に関する事項	5					
6.土壌汚染対策に関する事項	6					
7.建設発生土等の処分に関する事項	7					
8.地盤沈下及び液状化対策に関する事項	8					
9.地盤沈下計測に関する事項	9					
10.契約不適合が判明した場合の取扱い	10					
事業スケジュールに関する事項	第5					
1.想定事業スケジュール	1					
2.行政手続きの必要期間等	3					
・環境影響評価（環境アセスメント）	3(2)					
・都市計画変更	3(3)					
・都市計画法第29条（開発許可）	3(4)					
・大規模建築物の建設計画の事前協議	3(5)					

事業実施体制に関する事項	事業条件書	区分	確認資料等	確認結果	本件特定台数	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
1. 適切な事業実施体制の構築	第6	1				
2. 適切な組織体制の構築		2				
3. カバナツス機能の確保		3				
4. 大阪府・市等関係者との連携・調整体制の構築		4				
5. 設置運営事業者の継続性確保		5				
I R施設（中核施設）の設置及び運営等に関する事項	第7					
1. M I C E施設（国際会議場施設及び展示等施設）に求める事項	2					
2. 魅力増進施設に求める事項	3					
3. 送客施設に求める事項	4					
4. 宿泊施設に求める事項	5					
5. カジノ施設に求める事項	6					
I R施設（中核施設以外）の設置・運営に関する事項	第8					
1. 国際競争力を有するリゾート形成	1					
・ 全体空間デザイン	1(1)					
・ 駅前広場（エントランス広場）	1(2)					
・ にぎわい空間・オープンスペース	1(3)					
・ オアターランド空間	1(4)					
2. エンターテインメント拠点の形成	2					
3. 交通アクセス拠点の形成	3					
・ 海上アクセス拠点	3(1)					
・ バスアクセス拠点	3(2)					
・ その他のアクセス拠点	3(3)					
4. 質の高い飲食・物販・サービス等の提供	4					
大阪 I Rの能力・持続可能性を高める取組に関する事項	第9					
1. 最先端技術の活用によるスマートなまちづくりに関する取組	1					
・ 電気・ガス・通信	1(2)					
・ エネルギーシステム	1(3)					
・ ICT等の技術を活用したデータの利活用	1(4)					
・ エリアマネジメント	1(5)					
・ 建築物等の環境配慮	1(6)					
2. I R区域内の交通ネットワークに関する取組	2					
・ 歩行者ネットワーク	2(1)					
・ 道路ネットワーク	2(2)					
・ 駐車場	2(3)					
・ 駐輪場	2(4)					
・ I R区域等内の円滑な移動手段	2(5)					
3. 交通対策に関する取組	3					
・ 外周道路から I R区域への円滑な車両流入	3(1)					
・ 歩行者・自転車と自動車の動線分離	3(2)					
・ 適正な駐車場計画	3(3)					
・ 交通マネジメント	3(4)					
・ 道路上の駐車・駐輪対策	3(5)					
4. 健康・衛生の確保に関する取組	4					
5. 危機管理・防災対策に関する取組	5					
・ 事業継続計画	5(1)					
(a)危機管理・防災対策	5(1) b(a)					
(b)災害時における対策等	5(1) b(b)					
・ 土地造成及び施設整備に当たっての留意事項	5(2)					
6. 質の高い雇用・人材確保・育成に関する取組	6					
7. 地域経済の振興・地域社会への貢献に関する取組	7					

確認項目	事業条件等	区分	確認資料等	確認結果	本件特定台数	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
8. 訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する取組み	8					
9. 地域の合意形成に関する事項	9					
10. 夢洲のまちづくりへの協力及び肩担エリアとの連携に関する取組み	10					
懸念事項対策に関する事項	第10					
1. キャンプル等依存症対策	1					
・ 設置運営事業者の役割	1(2)					
・ 設置運営事業者に求める対策	1(3)					
2. 治安・地域風俗環境対策	2					
・ 設置運営事業者の役割	2(2)					
・ 設置運営事業者に求める対策 (U・F)	2(3)					
・ 総合防災センター等の設置	2(3)a					
a. 警察活動への協力	2(3)b					
b. 防犯カメラの設置	2(3)c					
c. 先進技術を活用した機械警備等による自主警備・自主防犯の徹底	2(3)d					
e. サイバーセキュリティに配慮したIoTデバイスの使用	2(3)e					
f. デロの未然防止及び被害拡大防止のための警備環境の整備	2(3)f					
g. 優れた防犯環境の整備	2(3)g					
・ 設置運営事業者に求める対策 (リフト)	2(4)					
a. 自主警備体制の整備	2(4)a					
b. 警察活動への協力	2(4)b					
c. 組織犯罪対策（犯罪収益対策）	2(4)c					
d. 暴力団等反社会的勢力対策	2(4)d					
e. テロ対策	2(4)e					
f. 犯罪防止対策	2(4)f					
g. 地域風俗環境対策	2(4)g					
h. 青少年対策	2(4)h					
カンパ収益の活用に関する事項	第11					
1. カンパ事業の収益の活用に関する事項	1					
・ 再投資義務	1(1)					
・ 展示等施設及び宿泊施設の拡張整備	1(2)					
・ I R区域拡張予定地の開発	1(3)					

確認項目	事業条件書	区分	確認資料等	確認結果	本件特定台数	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
万博・インフラ工事との連携・調整に関する事項	第13					
1. 夢洲調整会議への参加	1					
2. 計画・設計・施工に係る協議	2					
3. 工事条件について	3					
・ 外周道路工事の予定	3(1)					
・ 高架道路整備工事の予定	3(2)					
・ 工事用仮道路の設置予定	3(3)					
・ I R 予定区域内の掘削及び盛土について	3(4)					
・ 工事車両の出入口	3(5)					
・ 道路境界付近の施工	3(6)					
・ 道路工事に対する協力	3(7)					
・ 工事車両の集積緩和に向けた取組み	3(8)					
・ 計画工程表、施工計画書の提出	3(9)					
4. 公衆災害防止・安全衛生関連	4					
・ 工事事務所等の設置	4(1)					
・ 工事車両の取決め	4(2)					
5. 関係機関・地元対応	5					
6. 工事ヤード等について	6					
・ 工事ヤード等の確保	6(1)					
・ 敷地Cの工事ヤード等使用	6(2)					
・ 敷地Dの工事ヤード等使用	6(3)					
7. 工事交通計画について	7					
・ 資機材の海上運搬	7(1)					
・ 資機材の海上運搬	7(2)					
・ 作業員通勤	7(3)					
・ 工事用道路の通行	7(4)					
・ コンクリート及びアスファルト等	7(5)					
8. 万博及びインフラ工事における海上輸送との工事調整について	8					
9. 工事用供給インフラについて	9					
10. 立体掘削施設の施工について	10					
11. 万博開進期間中について	11					
その他の事業条件	第14					
1. 万博との連携・調整について	4					

※他の確認様式・提出書類において確認できる項目については省略。

※具体的な確認内容については、事業条件書の該当箇所を参照。

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：国際会議場施設】

[illegible]

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：国際会議場施設】

評価基準7に記載するMICEのターゲットの整合性							
	海外企業のミーティングや大規模なイベントのターゲットは、会議・展示会・パーティー等を伴う複合型イベントとして開催されることから、大阪IRのMICE施設では、国内最大級の大規模ホールの整備に加えて、飲食、エンターテイメント等のサービス及びコンテンツを提供することで、多様なイベント需要に応える。	評価基準6（2/4）					
	国際会議の誘致には、大規模な国際会議場施設に加え、VIPへの対応も含めグローバルスタンダードに沿った宿泊施設が必要である。大阪IRでは約2,500室の高グレードな宿泊施設が国際会議場施設に隣接する強みを活かし、VIP専用動線の確保やVIPのためにカスタマイズされた専用のサービスなどVIP特有のニーズにも対応する。	評価基準6（2/4）					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：国際会議場施設】

施設名称	事業条件書			実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不遇の場合の内容、その他参考事項を記載）
	大項目	中項目	小項目				
	国際会議場施設の整備基準	施設規模	最大国際会議室				
			会議室の面積は、会議室の形状がひな壇上の固定席を有する劇場タイプの場合は1人当たり9㎡以上、平土間タイプの場合は1人当たり1.08㎡以上で計算すること。				
			中し会議室				
			会議室の面積は、1人当たり1.08㎡以上で計算すること。				
			機能・仕様				
			可動仕切り等により汎用性が高い空間が可能となるよう、施設設計の工夫を行うこと。				
			ホールのベンチスペースの利用が可能な施設配置の工夫を行うこと。				
			音響、空調、吊バンプ及び同時通訳設備等、各会議室で必要な機能を利用できるよう工夫すること。				
			円滑で利便性の高い催事参加者の来場・回遊動線及び搬出入動線の確保など、適切な動線計画を行うこと。				
			政府要人やVIPが参加する国際会議・イベントの開催に当たって、一般利用者との動線分離など、適切なセキュリティ対策が講じられる施設設計・空間構成の工夫を行うこと。				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：展示等施設】

世界水準の質・規模を有する国際会議場施設及び展示等施設が一体的に配置された複合型の MICE 施設を望む。

MICE 施設と MICE 開催を支える各名施設（宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテインメント施設等）との機能連携や良好なツラビの確保により、国際競争力を有するとともに、利用客目線で使いやすいオルガン化の MICE 拠点の形成を要する。

国際連合の会議、各国の首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の高度な需要に十分に対応できるよう、国際競争力の高い優れたカンパニを有する機能を提供する。

多様な催事が同時に開催可能となるよう、また、ICT・デジタル技術の活用等により新たな生活様式やオンプレ開催への対応が可能となるよう、MICE 施設的设计、空間構成及び導入設備等を工夫する。

オルガン化 MICE 拠点の特徴を活かした加減価の高いサービス提供（ビュッテ、エントランス・インバリエジヤ等）の工夫により、MICE 拠点としての魅力向上及び恒常的な集客の確保を図る。

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：展示等施設】

[illegible]

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤（各IR施設の規模等：展示等施設）

施設名称			事業条件書			実施主体			区分			確認結果			備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）					
大項目			中項目			小項目			確認内容											
施設等施設の整備基準															展示等施設の整備基準					
施設規模															展示面積10万㎡以上の計画にすること。なお、展示等施設の整備は段階的に行うことも可能とし、段階整備とする場合の条件は「第7-2-(6)展示等施設の段階整備について」によるものとする。					
展示面積の算出方法は、1 R関係法令等に基づくものとする。																				
7)ナ施設を整備する場合のホール部分（平面ホール部分で好）、客席部分を除く）、屋外展示スペース及び展示ホールと一体利用可能なホワイエなど、展示会及び見本市その他の催しの開催時に活用可能なエリアは、1 R関係法令等において展示等施設に該当しないと解される場合においても、1万㎡を限度として、展示面積（但し、当初開業時は展示面積2万㎡を超える部分に限る。）に含むことができるものとする。																				
上記により展示面積を算出するエリアは、当該エリアが展示面積として定められる範囲外について、当初開業時の展示面積（但し、展示面積2万㎡を超える部分に限る。）に関しては等量事項に定める質問回答及び競争的対話の手続きにおいて、また、段階整備時の展示面積に関しては第7-2-(6)-b-(c)及び(6)-c-(b)に定める協議において、大阪府・市に確認すること。																				
機能・仕様															多様な催事に対応するため、様々な規模に分割・一体利用できる柔軟性を備えたレイアウトにすること。					
展示ホールの床面荷重は、重量物展示や設置・搬入作業の効率等を踏まえて設定すること。																				
展示ホールの天井高さは、開催する催事に応じた多様な演出及び設置・搬入作業の効率等を踏まえて設定すること。																				
BioB展示会やBioC展示会、その他のイベント等、開催する催事に応じた多様な演出が可能となるよう、必要な設備・機能を備えること。																				
催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、ITインフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図るなど、最先端で高利便な設備・機能を備えること。																				
Wi-Fi等の通信環境やデジタルサイン等を活用した誘導・案内機能の充実等、利便性の向上に資する付帯設備を整備すること。																				
飲食・物販施設等について、施設内若しくは周辺に商業や物販等が可能となるスペース若しくは施設を設置し、にぎわい空間を整備すること。																				
利用者動線について、数万人ノビの来場者が見込まれる施設であることに配慮し、開口部の広い共通ホワイエの設置、一般来場者と主催者・関係者の動線分離、十分な利用スペースの確保及び来場者が移動しやすい立体構造施設の設置等により、安全で快適な動線計画の工夫を行うこと。																				
搬出入動線について、車両待機場所や荷捌きスペースの確保、一般利用者との動線分離及び1 way動線の確保等により、搬出入の円滑化を図ること。																				
感染症対策その他の健康・衛生確保の観点から、新たな生活様式や感染症発生時の対応等にも考慮の上、施設レイアウトや導入設備・機能等の工夫に努めること。																				
幅広い展示会需要に対応するため、総展示面積のうち1万㎡以上は、第7-2-(6)-bに定める展示面積6万㎡以上への拡張に際して、以下の基準を満たすこと。なお、以下の各基準は、同一の展示ホール空間で満たす必要はない。																				
i. 無柱空間（無柱空間とは、部屋の内部に柱がない空間をいう。）を確保すること。																				
ii. 床面荷重を5 t/㎡（バウ部分除く）以上確保すること。																				
iii. 天井高を15m以上確保すること。																				
運営要件															安定的かつ持続的な施設運営が可能となる体制を構築するとともに、産業振興・ビジネス創出・経済波及等の効果が高いと見込まれる、大規模あるいは外国人ビジネス客の来訪につながる国際会議・展示会・イベントを積極的に誘致・開催すること。					
国際会議は、国際基準であるICCA基準やUIA基準、国内の基準であるJNTO基準に該当する会議を積極的に誘致すること。																				
大阪・関西の産業振興やビジネス創出に資するため、大阪・関西が進みを有する産業・研究などをテーマとした国際会議や大規模展示会等の誘致に積極的に取り組むこと。																				
設置運営事業者は、大阪MICE推進委員会準備会が策定した「大阪におけるMICE推進方針」を踏まえ運営方針を定めること。また、大阪府・市、経済界及び公益財団法人大阪観光局等が一体となったオール大阪での誘致体制に連携・協力して取り組むこと。																				
オール大阪として主催・共催・協力する催事が開催される場合には、積極的に協力及び支援すること。																				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤〔各IR施設の規模等：展示等施設〕

展示等施設の段階整備について ※展示等施設の整備を段階的に行う場合は、次のとおり取り扱う。

	展示等施設								
	当初開業時								
	I R施設の当初開業時には、展示面積2万㎡以上とする。								
	展示面積6万㎡以上の拡張								
	当初開業から10年以内を自達に拡張計画を決定し、当初開業から15年以内を自達に展示面積を6万㎡以上に拡張する。								
	設置運営事業者は、当初の開業日から9年以内に、展示面積6万㎡以上の拡張計画（以下「2期計画」という。）の素案を作成し、大阪府・市に提出すること。								
	大阪府・市及び設置運営事業者は、協議の上、2期計画の素案の提出から1年以内を自達に、拡張する展示等施設（以下「2期施設」という。）の機能・仕様等の詳細を含めた2期計画の内容を決定し、認定区域整備計画の変更等IR関係法令等及び実施認定上必要な手続きを関係するものとする。								
	設置運営事業者は、変更区域整備計画の認定後、行政手続き及び設計に合理的に必要な期間を確保した上で、遅やかに2期施設の建設及び整備の着手を行うものとする。								
	展示面積10万㎡以上の拡張								
	事業期間内に展示面積を10万㎡以上に拡張する計画（以下「3期計画」という。）とする。								
	3期計画の実施時期及び整備内容等については、2期計画の決定に合わせて、大阪府・市は設置運営事業者で協議の上、定めるものとする。なお、2期計画の決定に合わせて、3期計画の実施時期・整備内容等を確定できない場合は、これらを確定する時期について協議の上、定めるものとする。								
	展示面積の規模等の見直し								
	設置運営事業者は、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、展示会・イベント等の需要動向（展示等施設の増床を必要とする催事需要が存在するか等）、MICEビジネスモデル及び新しい生活様式のあり方並びに開業後の展示等施設の運営状況及び設置運営事業者の財務状況（当該段階整備のための追加投資に伴う設置運営事業者の財務健全性の影響等）等を踏まえ、必要な範囲で拡張を行う展示面積の規模及び時期等の見直しについて、大阪府・市に協議を申し入れることが出来る。								

所属・役職	確認者	確認日
		年 月 日
		年 月 日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤〔各IR施設の規模等：魅力増進施設〕

区分	大項目/中項目/小項目	確認内容	区域整備計画	要求基準	評価基準	実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不達の場合の内容、その他参考事項を記載）
魅力増進施設全般	魅力増進施設の種別及び機能								
	コンテツツの種別及び特性に合わせた多様な魅力増進施設を設置するとともに、大阪IR内の他の施設や敷地全体を活用し、大阪・関西及び日本の魅力の創造・発信に取り組む。			要求基準1（4/11）					
	魅力増進施設の種別、機能、規模			要求基準1（5/11）	評価基準3（2/2） 評価基準8（1/6）				
	※別紙：魅力増進施設（床面積等）のとり								
	魅力増進施設の設置及び運営の方針								
	基本的な考え方			要求基準1（5/11）					
	大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等の観光魅力について、効果的な手法を活用して幅広く世界に向けて発信する。			要求基準1（5/11）					
	コンテツツの磨き上げや発信手法の工夫等により、既存コンテツツの発展や新たなコンテツツの創造に取り組む。			要求基準1（5/11）					
	魅力発信機能								
	エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用、プレミアム感の創出等により、多様な来場者の誘客や恒久的な集客力の確保に向けた工夫を行う。			要求基準1（5/11）					
	来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語・文化の違いに配慮の上、コンテツツの種別・内容・表現方法を工夫する。			要求基準1（5/11）					
	IR施設の開業後も、来訪者のニーズや流行等の変化を踏まえ、継続的にコンテツツ・サービス等の進化・更新を図り、誘客効果の維持・向上に努める。			要求基準1（5/11）					
	送客施設と連携したコンテツツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な広域観光振興につなげる。			要求基準1（5/11）					
	コンテツツ発展・創出機能								
カーテジアター	誘客効果を維持・向上させるため、新たなコンテツツの創出並びにコンテツツの磨き上げ及び発信手法の工夫等により、既存コンテツツの発展に取り組む。			要求基準1（5/11）					
全般	伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテツツや体験型のイベントといった多彩なプログラムを提供する。			要求基準1（6/11）					
外観及び内装の特徴	外観については、周辺のランドスケープと調和した、建築と空間そのものが1つの芸術作品となるような意匠を施す。				評価基準8（1/6）				
	内装については、ホワイエ空間には観客へのホスピタリティを意識したデザインを施し、公演前後の安らぎや余韻を生み出す。また、舞台及び客席空間は、シンパルなデザインを意識することで、幅広いジャンルのお客様に通じた空間づくりを行う。				評価基準8（1/6）				

府市モニタリング（設計・建設等） 確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】

設置及び運営の方針									
三連体験スタジオ	動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）								
	確認項目			評価基準					
	搬出入動線・サービス動線			評価基準8	(1/6)				
	来訪者動線			評価基準8	(1/6)				
	視認性が高くアクセス性に優れた来訪者動線とする。								
	搬出入動線・サービス動線を来訪者動線と分離する等、顧客と運営関係者の動線がでるだけ交錯しないよう配慮する。								
	コンテンツ内容								
	日本の伝統文化から現代的なポップカルチャーにいたるまで、時代を問わない日本の魅力を発信する。			要求基準1	(6/11)	評価基準8	(1/6)		
	テクノロジーを駆使した現代的かつ芸術的な表現手法を組み入れた、これまでにない革新的な舞台芸術作品の創出をめざす。			要求基準1	(6/11)	評価基準8	(1/6)		
	伝統芸能を身近に体験できるプログラムや、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマンス集団によるコラボレーション等の公演を企画する。			要求基準1	(6/11)	評価基準8	(1/6)		
ターゲットとする客層									
日本の伝統、文化及び芸術に興味・関心がある海外からの来訪者をメインターゲットとする。また、国内外を問わず、芸術祭やオペラ、クラシック等を好む本物志向の観客層からファミリー層、地域住民まで、あらゆる人々を惹きつける。									
発信方法									
幅広い分野のアートやクリエイターとのコラボレーションによって、伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテンツや没入感の高いショー、体験型のイベント等、誰もが楽しむことができる多彩なプログラムを提供する。									
リピーター促進のための取組み									
日本の伝統的及び現代的な要素を取り入れた新しいコンテンツの創造に継続的に取り組み、その時々ニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツを提供する。									
魅力の幅広い、より深い発信									
日本の伝統芸能を身近に楽しむことができる体験等を盛り込んだプログラムによって、伝統の魅力を開内外の人々に分かちやすく発信する。									
三連体験スタジオ									
外観及び内装の特徴									
外観の特徴として、エントランスや外壁には、「日本らしさ」を表現するような素材や照明等のデザインを施す。				評価基準8	(2/6)				
内装については、施設全体を演出空間とし、ゾーンごとに、テーマに合わせたグラフィックやペンキの導入やインスクリプション（映像、音楽、オブジェ等のアートによる空間演出）を実施する。				評価基準8	(2/6)				
設置及び運営の方針									
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）									
宿泊施設内に設置し、送客施設やIR敷地の中心に配置するオアシススペースからの良好なアクセスを確保することで、多くの人々を呼び込む来訪者動線とする。				評価基準8	(2/6)				
搬出入動線及びサービス動線は、バウヤードからの適切な経路を確保する。				評価基準8	(2/6)				
コンテンツ内容									
軌道・茶道・番通等の日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出によって、五感を通して体験として提供する。				要求基準1	(6/11)	評価基準8	(2/6)		
ターゲットとする客層				評価基準8	(2/6)				
日本文化に興味を持つ訪日外国人旅行者をメインターゲット、国内のファミリー層や若い世代の来訪者をターゲットとする。				評価基準8	(2/6)				
発信方法									
通常期には、施設内の様々な演出を順路に沿って展開する。特別企画として、各芸道の専門家等と連携し、ライブパフォーマンスや参加型のイベント開催を検討する。				要求基準1	(6/11)	評価基準8	(2/6)		
リピーター促進のための取組み				要求基準1	(6/11)	評価基準8	(2/6)		
季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新を行い、プログラムや体験を変化させる。再訪時には前回とは異なる体験ができるよう工夫を行う。				評価基準8	(2/6)				
魅力の幅広い、より深い発信									
伝統的な芸道を、高精細な映像技術や立体音響技術等を用いて誰もが楽しめるコンテンツへと昇華させることで、訪日外国人旅行者に加え、普段こうした文化に触れる機会の少ない国内居住者にもその魅力を発信する。				評価基準8	(3/6)				

府市モニタリング（設計・建設等） 確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】

シリアル・ノート/ページ									
全機									
外観及び内装の特徴		世界中で幅広い知名度を有するシェフや大阪・関西の有名シェフ、「食」に関わる団体と連携し、大い様々なイベント・コラボレーションを実施する。		要求基準1 (6/11)					
設置及び運営の方針		外観については、木調の材料を用いたリゾート気のある外観を形成する。 内装については、大阪・関西の歴史と文化をテーマにしたデザインによる独創的な空間を創出する。			評価基準8 (3/6)				
動線		(来訪者動線、搬出入動線、サービス動線) 主要宿泊施設の下層かつ「結びの庭」に面した場所に位置し、I R施設名所からの来訪がスムーズな来訪者動線とする。 搬出入動線は、施設の下層階に設置されるサービスエントランスからとする。 サービス動線は、各店舗区画内キITCHのほか、施設の下部階に設置する専用のキッチンからとする。			評価基準8 (3/6)				
コンテンツ内容		大阪・関西の幅広い食文化の魅力を伝えるため、気軽に楽しめるフードホールから、「食」の奥深さを味わえる高級店にいたるまでの多様な飲食施設を配置する。		要求基準1 (6/11)	評価基準8 (3/6)				
ターゲットとする客層		訪日外国人旅行者、ファミリー、富裕層を含む大阪 I Rの全ての来訪者をターゲットとする。			評価基準8 (3/6)				
発信方法		国内外の有名シェフ、「食」に関わる団体と連携しコラボレーションを実施する。 履べバベやオリジナルの食器つり等の多様な食文化体験プログラムを提供する。		要求基準1 (6/11)	評価基準8 (3/6)				
リード		足進のための取組み 地元のスエッチャスラン、企業と連携した大い様々なイベントの実施及び次世代の料理人の発掘・体系的な育成による新たなコンテンツの創造を通じて、「食」における新たな体験価値を地域とともに体系的に創出する。			評価基準8 (3/6)				
魅力の幅広い、お深い発信		レストランや食争そのものに限らず、「大阪産 (ちん)」をはじめとした食材や調理方法、調理器具等にいたるまで、様々な「食」の魅力を体験できるフーヅーリスムを推進し、奥深い大阪・関西の食文化への理解を促進する。			評価基準8 (3/6)				
関西シリアル/ページ									
外観及び内装の特徴		外観については、周辺からアプローチしやすい形態とし、内部への帰認性を確保することで、来訪者の利用の促進を図る。 内装については、来訪者と職人が交流しやすい開放的な空間を創出する。			評価基準8 (3/6)				
設置及び運営の方針		動線 (来訪者動線、搬出入動線、サービス動線) 送客施設に併設し、多くの来訪者が最初に訪れる来訪者動線とする。 搬出入動線は、宿泊施設に設置されるサービスエントランスからとする。 サービス動線は、送客施設の(ウ)キエードからとする。			評価基準8 (3/6)				
コンテンツ内容		来訪者が工芸文化に触れることができる空間で、大阪・関西にゆかりが深い商品を取り扱う。 工芸職人が実際の仕事場として活用し、工芸品そのものだけでなく、制作技術や歴史を発信する工房スペースを設置する。		要求基準1 (6/11)	評価基準8 (4/6)				
ターゲットとする客層		旅行者をターゲットとする。			評価基準8 (4/6)				
発信方法		工芸品の販売だけでなく、工芸品の制作過程、見学及び制作体験プログラム等、日本の伝統的な工芸文化の魅力を触れる機会を提供する。 リード 足進のための取組み 定期的に工房に滞在する職人の入替えを行う。		要求基準1 (6/11)	評価基準8 (4/6)				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】

	魅力の幅広い・深い発信 各地の工芸職人とのネットワークを活用した、工芸の本場を巡るクラフトツーリズムを推進し、日本のものづくりの文化の奥深い魅力を発信する。		評価基準B（4/6）						
関西アート&カルチャーミュージアム									
全設	施設	IR全体における芸術体験の拠点として、地域住民を含む多様な人々にアートに親しむ機会を提供する。 国内外の文化機関等と連携し、企画展やラーニガ・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供する。	要求基準1（6/11）						
	外観及び内装の特徴	外観については、ウオーターフロントという立地を活かし、本施設自体が海の風景と調和した芸術作品となるようなデザインを施す。 内装については、アートを盛り込むことができるようジグザグな空間とする。		評価基準B（4/6）					
	設置及び運営の方針								
	動線（来訪者動線、搬出入動線、サーベス動線）								
		「箱ひの庭」へとつながる位置にメインエントランスを設け、敷地内の様々な屋外空間にもアート作品を設置することで回遊性を生み出す来訪者動線とする。 搬出入動線、サーベス動線を来訪者動線と分離する等、来訪者や歩行者と運営関係者の動線が交錯しないよう配慮する。		評価基準B（4/6）					
	コンテンツ内容	古典的な芸術作品からメディアアート等の現代的な作品まで幅広い作品を取り扱う。	要求基準1（6/11）	評価基準B（4/6）					
	ターゲットとする層	文化・芸術に関心の高い人々のみでなく、ファミリー層等の国内外の幅広い来訪者をターゲットとする。		評価基準B（4/6）					
	発信方法	国内外の文化機関等と連携し、企画展やラーニガ・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供する。		評価基準B（4/6）					
	リピーター促進のための取組み	企画展の開催に加えて、ワークショップ等の参加型のプログラム等、多彩な体験でリピーターの来館を促す。		評価基準B（4/6）					
	魅力の幅広い・深い発信	展示作品の芸術的・文化的背景の解説における多言語対応や、先進技術を活用し、国語や世代を超えてその魅力を体験することができるノンバーバルな演出を加えた作品の展示を検討する。		評価基準B（4/6）					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】

施設名称		事業条件書		確認内容		実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不遇の場合の内容、その他参考事項を記載）
大項目	中項目	小項目							
魅力増進施設全般									
魅力増進施設に求める事項									
基本的な考え方									
大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等の観光魅力について、効果的な手法を活用して幅広く世界に向けて発信すること。									
コンテンツの磨き上げや発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に取り組むこと。									
導入機能及び整備・運営要件									
魅力発信機能									
IR関係法令等に従うとともに、設置運営事業者の創意工夫を活かし、施設を適切に設置及び運営すること。									
エンターテイン性を高める工夫や最先端技術の活用、プレミアム感の創出等により、多様な来場者の訪客や恒常的な集客力の確保に向けた工夫を行うこと。									
来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツの種類・内容・表現方法を工夫すること。									
IR施設の開業後も、来訪者のニーズや流行等の変化を踏まえ、継続的にコンテンツ・サービス等の進化・更新を図り、訪客効果の維持・向上に努めること。									
送客施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な広域観光振興につなげること。									
コンテンツ発展・創造機能									
訪客効果を維持・向上させるため、新たなコンテンツの創造並びにコンテンツの磨き上げ及び発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展に取り組むこと。									

所属・役職	確認者	確認日
		年 月 日
		年 月 日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤〔各IR施設の規模等：送客施設〕

区分	大項目/中項目/小項目	確認内容	区域整備計画	要求基準	評価基準	実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不達の場合の内容、その他参考事項を記載）
	送客施設全般								
	送客施設の種別、機能、規模								
	大阪・関西を中心に最新の交通・観光情報を紹介する質の高いソーシャル機能と、旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能を有した関西ソーシャルセンターを整備する。			要求基準1（6/11）	評価基準9（1/4）				
	来訪者の需要や訪の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスへの提供に十分な規模を備えることで、1R未訪者の他地域への送客をめざす。			要求基準1（6/11）	評価基準9（1/4）				
	関西ソーシャルセンターに近接して大規模なバス・ミナルを整備するとともに、海に囲まれた立地を活用し、1R区域外の敷地北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するウェルター・ミナル（係留施設を併設）を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。			要求基準1（6/11）	評価基準9（1/4）				
	※別紙：送客施設（床面積等）のとり			要求基準1（7/11）	評価基準3（2/2） 評価基準9（1-2/4）				
	送客施設の設定及び運営の方針								
	送客範囲の考え方								
	大阪1Rをノドとする利便性の高いネットワークを構築し、大阪・関西及び西日本を中心に日本全国への送客と関連観光をサポートする。			要求基準1（8/11）					
	関西の交通事業者との連携により、バスアクセスや海上アクセス網の新たな整備に取り組み、大阪1Rから日本各地への交通ネットワークの構築をめざす。			要求基準1（8/11）					
	交通機能（ウェルター・ミナル及びウェルター・ミナルとの連携）								
	1Rを起点とした多様なバスネットワークを提供するバス・ミナルを、関西ソーシャルセンターに近接して整備することにより、来訪者の利便性向上及び1Rからの効率的な送客を図る。			要求基準1（8/11）					
	バス・ミナルやウェルター・ミナルを発着地とした観光商品の組成等の工夫を行い、関西ソーシャルセンターで提案することにより、多様な来訪者を送り出す。			要求基準1（8/11）					
	関西ソーシャルセンター								
	外観及び内装の特徴								
	外観の特徴								
	施設内部へ来訪者が足を運びやすいよう視認性の高い外観デザインとプロ・シティやすい形態の工夫を行うことで、ゲートウェイとしての高機能の提供と、送客施設の利用促進を図る。				評価基準9（2/4）				
	内装の特徴								
	ソーシャル機能、コンシェルジュ機能、通路等の共用部を含め、ソーシャル機能による興味喚起からコンシェルジュ機能による予約手配等のサービスに至る一連の体験をスムーズに提供できる内装とする。				評価基準9（2/4）				
	設置及び運営の方針								
	基本的な考え方								
	日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポット及び魅力増進施設で紹介するコンテンツを1R区域の外で集むための観光情報を提供（大阪府下にある観光・魅力資源の紹介を含む。）するほか、来訪者の希望に応じたツアーを企画・提案・手配し、また、広域の自治体、DMO、観光事業者等との連携体制を構築することにより、大阪・関西・西日本を中心に、日本全国への送客と関連観光に取り組み、日本観光のゲートウェイ形成をめざす。			要求基準1（8/11）	評価基準9（2/4）				
	関西の交通事業者等との連携により、大阪1Rを起点としたバスアクセスや海上アクセス網の新たな整備等に取り組み、日本各地への交通ネットワークの構築をめざす。				評価基準9（2/4）				
	送客施設の運営に、観光事業に実績・ノウハウ・ネットワークを有した旅行会社を活用することで、日本全国の宿泊施設や観光地に連携した情報の取得及び提供、予約手配を可能とし、広域への送客表現に寄与する。				評価基準9（2/4）				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：送客施設】

導入機能									
ゾーケーヌ機能	国内外から訪れる多様な来訪者のニーズに応じた交通・観光情報を、多様なゾーケーヌを通じて提供し、日本の観光魅力を効果的に発信する。 新たな魅力発見の機会を提供するため、各地における季節ごとや旬のイベント等に合わせたコンテンツの入替えや更新、来訪前・開業に合わせたコンテンツの選定等を工夫する。 自治体・DMOがIR来訪者に直接アプローチを行うことのできる場を提供する。 ゾーケーヌのデバイスについては、X・R（VR、AR、MR等の仮想空間技術、空間拡張技術、物の触れ）等の最先端技術の活用によって観光地をリアルに感じられる体験を提供する。 提供するコンテンツについては、観光事業者と十分な連携・ノウハウを有した旅行会社の知見・経験に加え、各地の自治体・DMO等から幅広い情報収集を行う。収集したコンテンツは、来訪者のターゲット等を参考に、ゾーケーヌの設備等に合わせた映像等の形式にカスタマイズし、発信方法を工夫して提供する。	要求基準1（8/11）	評価基準9（2/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（2/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（2/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（2/3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
コンテンツ機能	多様なスタイルのコンテンツを配置し、IR来訪者の属性、観光ニーズ、接客の好み等、各来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応する。 対面でサービスを提供するコンテンツでは、豊富な企画・提案の実績・ノウハウを有したコンテンツを配置し、来訪者の直接的なニーズだけではなく、潜在的なニーズを満たすような観光コンテンツやツアー等を提案する。 デバイスを活用したコンテンツは、タッチパネルやタブレット端末等を通じて旅行者自身による旅行の予約・手配が可能となるサービスを提供する。 日帰りのツアーや、広域で周遊観光を楽しむ等集型ツアー等の多様な観光商品を用意、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスにより幅広い需要に対応する。 旅行者や観光コンテンツ等にかかるターゲットを活用し、各旅行者の関心に応じた企画・提案を行う。また、旅行者による一元的な予約・手配・決済に対応した効率的かつ利便性の高い交通・観光コンテンツ等サービスの仕組みを整備する。	要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
交通機能	関西の交通事業者等との連携により、IRを起点とした多様なIR及び海上アクセスの構築を可能にするバス・ミニバス、フリーターミナル及び係留施設を整備する。		評価基準9（3/4）						
多言語対応の方針	日本各地の外国語表記の集約となっている英語・中国語・韓国語を中心に、文字表記だけでなく対人の多言語サービスを整備する。 言語や文化の違いにかかわらず、視覚的、直感的に理解が可能なタクトラムの表示、写真・動画の活用等、情報提供手法を工夫する。	要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（8/11）	評価基準9（3/4）						
送客先の観光地及び国内外の事業者との連携	各地の自治体・DMOとの直接的なタクトラムや、自治体・DMOとの関係を既に構築している旅行会社や交通事業者のネットワークを活用し、広範な連携体制を構築する。 大阪府・市及び大阪観光局をはじめ、全国の観光地や自治体・DMOから受け取った観光情報をIR事業者から発信するほか、観光関係者等が直接情報発信できる場を送客施設で提供し、	要求基準1（9/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（9/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（9/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（9/11）	評価基準9（3/4）						
		要求基準1（9/11）	評価基準9（3/4）						

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：送客施設】

施設名称		事業条件書		確認内容		実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不遇の場合の内容、その他参考事項を記載）
大項目	中項目	小項目							
送客施設全般			送客施設に求める事項						
基本的な考え方			日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポット及び魅力増進施設で紹介するコンテンツを I R 区域の外で楽しむための観光情報を提供（大阪府下にある観光・魅力資源の紹介を含む。）するほか、来訪者の希望に応じたツアーを企画・提案・手配することで、I R から大阪・関西・西日本をはじめ日本各地に送客を行い、日本観光のイメージ形成をめざすこと。						
導入機能及び整備・運営要件			ショートコース機能（情報提供機能）						
			全国各地の様々な観光情報を端末や情報提供ブース、旅行博覧会をはじめとするイベント、その他の手法により情報提供する機能を有する施設を設けること。						
			大阪観光局をはじめ各地の自治体や D M O（Destination Management/ Marketing Organization）等との連携により、常に最新の情報を集めて来訪者に提供すること。						
			観光情報の提供に当たっては、最先端技術等も活用し、臨場感やカオリティを高める工夫を行うこと。						
			来場者の言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツやサービスの種類・内容・表現方法を工夫すること。						
			魅力増進施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な送客及び広域観光振興につなげること。						
コンテンツ機能（企画・提案・手配機能）			日本各地へのツアーを企画・提案するとともに、交通機関、観光施設及び宿泊施設等の予約・決済等、必要なサービスをワンストップで手配するサービス・機能を導入すること。						
			プレミアム感のある企画旅行の提案やオーダーメイドのツアーに対応するサービス・機能を導入すること。						
			ツアー等の企画に当たっては、関係機関・施設等と十分に連携すること。また、ウエルネスやフード、スポーツなど大阪・関西の強みを活かしたニューツーリズムの創出に向けた工夫を行うこと。						
			相談窓口の設置、アプリ等の提供及びコンテンツによる個別対応等、来訪者のニーズに応じたサービス・機能を導入すること。						
交通機能									
海上アクセス拠点									
夢洲及び I R 施設等へのアクセス強化と送客施設の機能拡充の観点から、大阪市等が整備予定の海上アクセス拠点を活用し、海上交通ネットワークの形成に努めること。									
バスアクセス拠点									
夢洲及び I R 施設等へのアクセス強化と送客施設の機能拡充の観点から、I R 区域内にバスアクセス拠点を整備し、バス交通ネットワークの形成を図ること。									
専用車、ヘリコプター及び船舶等、富裕層ニーズに柔軟に応じる送客サービスの工夫に努めること。									
その他の留意事項									
日本各地への観光客の送客に当たっては、持続可能な観光の推進や受入先観光地のニーズ・受入環境等を踏まえ、長期的かつ効果的な我が国の観光推進に寄与する取組みとなるよう工夫すること。									

所属・役職	確認者	確認日
		年 月 日
		年 月 日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤〔各IR施設の規模等：宿泊施設〕

区分		区域整備計画				実施主体		区分	確認結果	備考（要改善・不遇の場合の内容、その他参考事項を記載）
大項目/中項目/小項目		確認内容				要求基準		評価基準		
宿泊施設全般										
宿泊施設の種別		カレド、特設等を差別化した「MGM大阪J」「MGM大阪ウイング」及び「MUSUBIホテル」の3つの宿泊施設を整備し、大阪IR全体のブランド価値の向上や宿泊需要の喚起に貢献する。				要求基準1（9/11）				
宿泊施設の機能		客室ごとの機能・客室構成				要求基準1（9/11）				
		日本有数の規模となる総客室数約2,375～2,760室を整備する。				要求基準1（9/11）				
		喫室、バスターム、トイレ、ソファ・テーブル等の基本的な設備のほか、来訪者の多様なニーズに対応し、リドーターに対しても常に新しい体験価値を提供できるよう、様々なタイプの客室を用意する。				要求基準1（9/11）				
		最低客室床面積をスタンダードルームは概ね30㎡以上、スイートルームは概ね65㎡以上に設定し、スイートルームは全体客室数の概ね20%以上を確保する。				要求基準1（9/11）				
		あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめです。				要求基準1（9/11）				
		世界中から訪れる高格層の需要にも対応できるよう、スーパースタジアムといった最高級クラスの客室も整備し、大阪IR全体のブランド価値向上に貢献する。				要求基準1（9/11）				
宿泊施設の規模		※別紙：宿泊施設【床面積等】のとお				要求基準1（10-11/11）		評価基準3（2/2） 評価基準10（1.3-4/4） 評価基準11（1/2）		
MGM大阪、MGM大阪ウイング、MUSUBIホテル										
宿泊施設の概要		利用者需要の高度化・多様化に対応した総客室数約2,375～2,760室を有する3つの宿泊施設を整備し、大阪IR全体のブランド価値や集客力の向上、滞在長期化の促進に貢献する。				評価基準10（1/4）				
設置及び運営の方針										
動線計画										
来訪者動線		来訪者の安全性・快適性を確保するため、搬出入動線やサービス動線と交錯しないよう配慮した動線設定を行い、かつ利便性にも配慮したものとする。				評価基準10（1/4）				
		MGM大阪及びMUSUBIホテルは、夢洲における新駅、交通広場、関西ワールドセンター等の交通アクセス拠点に隣接し、公共交通機関を利用する宿泊者にとってアクセスしやすい動線を計画する。				評価基準10（1/4）				
		MGM大阪ウイングは、Luxuryリゾール、レストラン、VIPバー・ミッド・クラブに、チャイパシーを確保しつつアクセスしやすい動線とする。				評価基準10（1/4）				
		搬出入動線、サービス動線				評価基準10（1/4）				
		搬出入動線は、複数の施設が共同で利用するバスゲートと各宿泊施設をつなぐ区域内通路を活用し、効率的な運用が可能な動線を計画する。				評価基準10（1/4）				
		サービス動線は、ルームサービス用キッチン、客室清掃員用控室等を宿泊施設ごとに配置することで、従業員の移動を最小化する。サービス動線を来訪者動線から分離するように配慮することで、安全で快適な滞在環境を構築する。				評価基準10（1/4）				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：宿泊施設】

ターゲットとする客層（国・地域別等）	中国や韓国等の近隣アジア諸国を中心に、欧米等からの訪日外国人旅行者をはじめ、国内外の幅広い来訪者に向けて最適な客室を整備する。来訪者の属性や来訪目的・嗜好に合わせるため、客室単価の違いだけでなくコンセプトや仕様に変化や工夫を加え、バリエーション豊かな客室を導入する。											
	宿泊施設ごとに異なるターゲットに応じた客室を計画し、独自の価値を提供する。											
	MGM大阪はエンターテインメント性に富んだ機能な施設内及び隣接施設に備え、ビジネス客からレジャー客まで幅広い層の来訪者をターゲットとする。											
	MGM大阪ウイングは黒いイベントの宿泊層をターゲットとする。宿泊者の専用スタッフ（リプラー）がきめ細かなサービスを提供する。											
	MUSUBIホテルはカジュアル・夫婦、MICE参加者から、子ども連れのファミリーやグループ客、富裕層まで最も幅広い来訪者をターゲットとする。											
	外観および内装の特徴											
	外観の特徴											
	全体コンセプトを踏まえ、「結びの庭」を中心にアイコン的な形状をしたMGM大阪とMUSUBIホテルが連なっている立体的な建築物群を形成し、大阪の新たなランドマークの創出をめざす。											
	MGM大阪：大阪の周囲に広がる美しい山々等の自然の姿を体現したアイコン的な形状とし、印象的でダイミカ的なデザインをより一層際立たせる。											
	MGM大阪ウイング：全ての客室を「結びの庭」に面するように配置するとともに、MGM大阪と調和した外観とする。											
MUSUBIホテル：「結びの庭」から望む外観も意識し、四季折々に多様なシーンを生み出す印象的なリフト空間を創出する。												
内装の特徴	I R全体及び各宿泊施設の外観デザインとの統一感や親和性を持った内装デザインとする。											
	MGM大阪：エンターテインメントホテルとして来訪者が非日常感を感得られる内装とする。											
	MGM大阪ウイング：VIP向けホテルに相応しい質でラグジュアリーな内装とする。											
	MUSUBIホテル：日本の伝統や文化を感得られるデザインを取り入れつつ、多様な宿泊者に受け入れられる内装とする。											
	宿泊施設の機能											
	客室ごとの機能・客室構成											
	来訪者の多様なニーズに対応し、リジャーに対しても常に新しい体験価値を提供できるよう、様々なタイプの客室を用意する。スリーパーは全体客室数の20%以上を確保する。あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめざす。											
	世界の中から訪れる富裕層の需要にも対応できるよう、スーパーラグジュアリーといった最高級クラスの客室を整備し、大阪I R全体のブランド価値向上に貢献する。											
	フロントのほか、レストランバー、プール、ジム、スノウの設置を予定する。											

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：宿泊施設】

宿泊施設の飲食サービス									
設置予定の飲食施設									
国際競争力の向上									
	国内外の有名シェフやレストランと連携し、世界的に高い評価を得られるような飲食施設を展開することで、独自性と創造性のある高付加価値な「食」の体験を提供する。	評価基準11 (1/2)							
	MGM大阪及びMUSUBIホテル内は、ウォーターフロント空間を最大限楽しめるように、レストランやバーカウンターの配置を工夫する。	評価基準11 (1/2)							
	MICE参加者の利用者ニーズへの対応								
	来訪者の飲食ニーズに対応した幅広いサービスを提供することで、MICE開催地としての大阪IRの優位性を確立する。	評価基準11 (1/2)							
	MICE利用者が大阪IRでの飲食をより快適に楽しめるよう、大人数のグループに対応できる飲食施設を用意するだけでなく、その予約・手配を行う専任スタッフを配置することで円滑にサービスを提供する。	評価基準11 (1/2)							
	国内外のパートナーとの連携を通じて大阪IRを世界有数の「食」のオアシスへと昇華させることに取り組み、MICE参加者の長期滞在を促進するとともに再訪率の向上を図る。	評価基準11 (1/2)							
	レストラン以外での飲食サービスの提供方針								
	VIP向け最高級ホテルであるMGM大阪ウイタやMGM大阪及びMUSUBIホテルには、ルームサービス用のキッチンを設置の上、客室において、多様な飲食ニーズを満たす高品質なルームサービスを提供する。	評価基準11 (1/2)							
	その他、宿泊者が客室内で手軽に飲食を楽しめるよう、軽食レストラン等ではテイクアウトに対応したサービスを提供する。	評価基準11 (2/2)							
	宿泊施設のその他附帯サービス								
大阪IRでしか得られない滞在体験を国内外の多様な来訪者に提供することで、リピータ率の向上、来訪者の滞在の長期化を促す。	評価基準11 (2/2)								
客室や飲食施設のほかにも滞在促進に寄与するスパ、ジム、プール等の附帯サービスを提供するとともに、大阪IR内のエンターテイメント、アート、ウェルネス等の様々なコンテンツと連携することで快適性や満足度を高める。	評価基準11 (2/2)								

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：宿泊施設】

施設名称		事業条件書			実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不遇の場合の内容、その他参考事項を記載）
大項目	中項目	小項目	確認内容					
宿泊施設全般								
宿泊施設に求める事項								
基本的な考え方								
利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設の整備や、独自性とブランド価値の高い滞在環境の創出により、I R全体の魅力・集客力の向上と滞在具明化をより一層促進し、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図ること。								
導入機能及び整備・運営要件								
3,000室以上の様々なタイプの客室を提供し、ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在など、国内外からの多様な来訪者ニーズに対応できる宿泊施設を整備すること。なお、宿泊施設の整備は段階的に行うことも可能とし、段階整備とする場合、I R施設の当初開業時には客室面積10万㎡以上とする。また、事業期間内に3,000室以上に拡張する計画とする。なお、段階整備の時期・規模等については、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、来訪者の需要動向（客室数の増床を必要とする宿泊需要が存在するか等）、展示等施設の拡張状況、また、設置運営事業者の財務状況（当該段階整備のための追加投資に伴う設置運営事業者の財務健全性への影響等）等を踏まえて、必要に応じ見直すものとする。								
国内外の富裕層の来訪を促進する観点から、一定規模以上の世界水準のスイートルームを整備すること。								
レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのライヴジャズやカクテルが、国際競争力の高い優れたものであること。								
オーシャンフロントの立地・眺望や日本の四季・趣などの日本らしさを活かした、非日常を感じられる滞在環境の工夫と高品質なサービスの提供を行い、独自性とブランド価値の高い滞在環境を創出すること。								
M I C E施設をはじめとした他のI R施設等との連携・相乗やニューツーリズムの創出に寄与する取組み等、付加価値の高いサービスを提供する工夫を行うこと。								

所属・役職	確認者	確認日
		年 月 日
		年 月 日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：カジノ施設】

区分	区域整備計画				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不選の場合の内容、その他参考事項を記載）
大項目/中項目/小項目	確認内容	要求基準	評価基準					
カジノ施設								
I R施設の床面積の合計								
I R施設を構成する各施設の床面積の合計：約731,000～848,000㎡（暫定計画値770,525㎡）		要求基準2（1/2）						
カジノ施設の種類、機能								
カジノ施設の機能								
入退場管理（来訪者の入退場管理）	入退場管理（来訪者の入退場管理） 来訪者数の予測に基づいて、来訪者を整理するために必要な面積の本人確認区画を確保した上で、マイナンバーカード利用者用とマイボート等利用者用に分けて適切な数のキオスク及び入退場ゲートを設置する。 キオスクでは、マイナンバーカード又はマイボート等による来訪者の本人確認、入場料等の徴収、入場要件の確認を実施し、入退場ゲートでは、来訪者の入退場時間を確認・記録する。 来訪者の入場前には、入場要件の確認として、マイナンバーカードのP I Nコード入力や生体認証等を行うとともに、カジノ管理委員会への入場前回数制限対象者該当性照会を行うほか、黒カバイン等や20歳未満の者等の入場禁止対象者を排除するために必要な確認等を適切に行う。	要求基準2（1/2）	評価基準14（1/3）					
入退場管理（従業員の入退場管理）	従業員によるカジノ施設やパワーマートへの入退場についても厳格な管理を行い、権限を与えられた従業員が入退場管理システムで認証された場合のみ入退場を可能とする。	要求基準2（1/2）	評価基準14（1/3）					
ゲーミング関連サービスの提供	テーブルゲーム約470台、電子ゲーム約6,400台をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。 カジノ施設内に複数のゲーージやバウチャー・私娯機、両替機を適切に設置し、全ての来訪者にとって利便性の高い配置とする。 来訪者の利便性を考慮し、多様な飲食店や酒類等の飲料を提供するサービスバーをカジノ施設内の各所に配置する。 カジノ施設内の各所にロイヤルティ・プログラムのシステムを設置し、会員プログラムカードの発行、ロイヤリティポイントやコンプライマンスカードの管理等のサービスを行う。	要求基準2（1/2）	評価基準14（1/3）					
		要求基準2（1/2）	評価基準14（1/3）					
		要求基準2（1/2）	評価基準14（1/3）					
		要求基準2（1/2）	評価基準14（1/3）					
		要求基準2（1/2）	評価基準14（1/3）					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：カジノ施設】

内装	来訪者が視覚的に空間を楽しむことができるデザインを導入し、全ての来訪者に利便性及び快適性を提供する設計とする。		評価基準14 (2/3)					
	カジノ内の設計及びデザインは、MGMからカジノ運営において培ってきた経験を活かし、各顧客層のカジノ来訪者が最も快適に感じられる空間を創出するために最適な天井の高さ、照明、色調、カジノ関連機器（テーブルゲーム台、電子ゲーム等）のレイアウト等を採用する。		評価基準14 (2/3)					
	常に変化している顧客の嗜好や属性に対応するため、スムーズにレイアウト変更できる柔軟な設計とする。		評価基準14 (2/3)					
	カジノ施設の設置及び運営の方針							
設置方針	IR関係法令等の遵守、地域の公序良俗及び治安の維持を前提とした上で、MGMのカジノ開発・運営の実績とノウハウを最大限活用したカジノ施設を設置する。		評価基準14 (2/3)					
	施設や設備等の構造を決定するに当たり、人口動態、立地条件及び経済的要因といった複数の要素を考慮し、顧客層別の来訪者予測（来訪モデル）を構築する。		評価基準14 (2/3)					
	来訪モデルでは、平日・休日別の来訪パターンを適用した入退場者数及び稼働率の推計結果をもとに、入退場ゲート及び滞留スペースを有する本人確認区域の適切な相違を推定する。		評価基準14 (3/3)					
	稼働率の予測値を使用して、需要に応じたカジノ関連機器の数及び席数を算出した上で、MGMが保有する顧客ロイヤリティ・プログラムから各顧客層のゲーム嗜好に関するデータを分析・適用し、ゲーム構成及び各ゲームの配置（一人がプレイする席等の場）数を決定する。		評価基準14 (3/3)					
運営方針	カジノ施設は、セキユリテ、責任あるゲーミング及び世界最高水準の顧客体験の3つの最優先事項に従って運営する。		評価基準14 (3/3)					
	セキユリテ							
	全ての来訪者及び従業員が安全が確保された施設設計、廉潔性の確保を最優先事項とし、入退場手続きから周辺の警備までの総合的なセキユリティを導入する。		評価基準14 (3/3)					
	責任あるゲーミング							
	国内外の最新の知見や最先端技術等のベストプラクティスを導入し、責任あるゲーミングに取り組む。		評価基準14 (3/3)					
	世界最高水準の顧客体験							
	大阪・IRは、大阪・関西における国際観光拠点として、国内外からの来訪者に世界最高水準の体験及びサービスを提供することをめざしているため、カジノ施設においても、多様な顧客層を惹きつける国際的に魅力ある顧客体験を提供する。		評価基準14 (3/3)					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：カジノ施設】

事業条件書				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不遇の場合の内容、その他参考事項を記載）
施設名称	大項目	中項目	小項目				
確認内容							
カジノ施設全般							
カジノ施設に求める事項							
基本的な考え方							
国内外から子どもを含めた多くの客が訪れるIR区域においては、カジノ施設に関連する犯罪やトラブルを防止することや、IR区域全体として清浄な風俗環境を保持し、IR区域を訪れる者の安全安心を確保することが極めて重要であることを踏まえ、IR関係法令等に従い、適切にカジノ施設の設置及び運営を行うとともに、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を着実に実施すること。							
導入機能及び整備・運営要件							
IR区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置とすること。							
カジノ施設の数が1を超えず、かつ、ゲームエリア区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条において規定する面積を超えないこと。							
カジノ施設への来場者数、入退場管理に必要となる機能及び1人当たりの入退場に係る所要時間等を的確に分析し、適切な規模の入退場ゲート及び滞留スペースを確保すること。							
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置について、「第10-1.ギャンブル等依存症対策」及び「第10-2.治安・地域風俗環境対策」に従い着実に実施すること。							
IR整備法において義務付けられている、暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく措置に上乗せしたセキュアローンカジノ防止のための措置等の対策を、確実に実施すること。							
暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止を徹底するため、大阪府公安委員会及び大阪府警察と適切に連携しつつ、最新の技術を活用することにより、暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止及びカジノ施設内において入場禁止対象者を発見するための措置、カジノ施設及びその周辺地域における監視及び警備を確実に実施すること。							

所屬・役職	確認者	確認日
		年 月 日
		年 月 日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤〔各IR施設の規模等：来訪及び滞在 奇与施設〕

区分	大項目/中項目/小項目	確認内容	区域整備計画	要求基準	評価基準	実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不達の場合の内容、その他参考事項を記載）
共通	大項目/中項目/小項目	確認内容							
	来訪及び滞在客と施設の関係	大阪 I Rにおけるエンターテインメントの中心施設としての劇場、夢洲シアターを設置する。夢洲シアターでは年間を通じて安定的な来訪を促すイベントプログラム等の導入を行い、恒常的にきわみ創出の工夫を図る。ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめる、大阪 I Rの象徴となるような国際的なエンターテインメント拠点の形成をめざす。 ローカルパートナー・グローバルパートナー・ダイニング等の飲食施設、ジャスラウ、サバークラフ、バーズー等のナイトエンターテインメント施設及びLuxuryホテルをはじめとした物販施設を I R区域内の各所に配置する。このような多彩なコンテンツとサービスを提供することで、中核施設の機能を補完し、テラス・ネーションとしての大阪 I Rの国際競争力を高め、滞在中の来訪者の空間的・時間的つなぎとなることで、 I R全体の快適性や満足度を高める。加えて、大阪 I Rへの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する。 ※別紙：来訪及び滞在客と施設（床面積等）のとり			評価基準13（1・3・5/6）				
	夢洲シアター、結びの庭、フェスティバルパーク、イバースポーツパーク								
	夢洲シアターの概要								
	外観及び内装の特徴	関西ゲートウェイゾーンの一角として、新駅から大阪 I Rを結ぶ来訪者に“Sense of Arrival”の高揚感を与える、存在感のある外観デザインを設える。 メインエントランス及びホワイエ空間には、公演前の高揚感や公演後の感動の余韻を高めるために、高揚感を包み親客へのホスピタリティを意識した内装デザインを施す。また、舞台及び客席空間は、ダイナミックな演出等が計画される公演に相応しい舞台装置として適切なデザインを施す。			評価基準13（1/6）				
	設置及び運営の方針	基本的な考え方 世界的なアトラクションによるコンサートや映画・音楽の授賞式に加えて、グローバルなコンテンツ展開を行うエンターテインメント企業、世界で活躍するクリエイティブなアーティスト・クリエイター等とのコラボレーションにより、新しいエンターテインメントを世界に向けて発信する。 既に知名度の高いエンターテイナーだけでなく、大阪・関西・日本における新たな才能の発掘と育成に取組み、日本のエンターテイナーを世界に向けて発信していく舞台となる。			評価基準13（1/6）				
	ターゲットとする客層	コンテンツに依りて、ビジネス客からファミリー層まで幅広い来訪者・客層をターゲットとする。 世界的なターゲットでは、VIPやMICEイベントへの参加者をほめ国内外からの多様な客層をターゲットとして大阪 I Rに誘引する。 大阪 I Rで発見されないショーやイベントのほか、誰もが楽しめるエンターテインメント・コンテンツを多数展開することで、訪日外国人旅行者、国内旅行者、関西地域の住民など幅広い客層の誘客を促進する。			評価基準13（1/6） 評価基準13（1・2/6）				
	動線計画（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）	関西ゲートウェイゾーンの各所からのアクセス性・視認性が確保される動線とすることで、夢洲シアターへの来訪者に対する利便性の向上だけでなく、他施設への来訪者に対して、大阪 I Rのエンターテインメント拠点への関心・認知を高める工夫を行う。 搬出入等業務用の優先垂直動線を設けスムーズな搬出入を可能とする。 従業員や施設関係者等のためのサービス動線は、来訪者動線との交錯に配慮したものとす。			評価基準13（2/6） 評価基準13（2/6） 評価基準13（2/6）				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤（各IR施設の規模等：来訪及び滞在 寄与施設）

「結びの庭」の概要									
外観の特徴		敷地中央に位置し、周囲を特徴的な建築物に囲われた水とみどりが広がる空間により来訪者が開放感を感じることできる景観とする。		評価基準13	(2/6)				
設置及び運営の方針									
基本的な考え方									
オーナンスペースでの体験と連に隣接する施設における体験の両方を通じて、魅力的な来訪者体験を生み出す空間とする。			評価基準13	(2/6)					
ターゲットとする客層			評価基準13	(2/6)					
国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。			評価基準13	(2/6)					
来訪者動線			評価基準13	(2/6)					
庭の中に存在する異なる特徴のオーナンスペース等を回遊する動線とすることで、来訪者が散策しやすくなるような計画とする。			評価基準13	(2/6)					
フェスティバルデーへの概要									
外観の特徴									
ウォーターフロントに位置し、水辺空間として海の風景と調和した景観を形成する。			評価基準13	(2/6)					
設置及び運営の方針									
基本的な考え方									
開けた空間を確保することで、イベント等の開催ができる空間とし、水辺空間にざわいを創出する。			評価基準13	(2/6)					
ターゲットとする客層			評価基準13	(2/6)					
国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。			評価基準13	(2/6)					
来訪者動線			評価基準13	(2/6)					
パーク内を巡る歩行者動線は、来訪者が散策しやすい様に配慮した計画とする。			評価基準13	(2/6)					
インバーンコンバークの概要									
外観の特徴									
ウォーターフロントに位置し、水辺空間として海の風景と調和した景観を形成する。			評価基準13	(2/6)					
設置及び運営の方針									
基本的な考え方									
開けた空間を確保することで、美証美術館等の開催ができる空間とし、来訪者に多様な体験を提供する客層			評価基準13	(2/6)					
ターゲットとする客層			評価基準13	(2/6)					
国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。			評価基準13	(2/6)					
来訪者動線			評価基準13	(2/6)					
パーク内を巡る歩行者動線は、来訪者が散策しやすい様に配慮した計画とする。			評価基準13	(2/6)					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤〔各IR施設の規模等：来訪及び滞在 寄与施設〕

飲食施設									
ローカルバーナー/ローバードナー/ダイニングの概要									
外観及び内装の特徴									
外観については、施設的位置するゾーンや併設する施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。				評価基準13	(3/6)				
内装については、非日常的な雰囲気を作成するデザインの工夫を行う。				評価基準13	(3/6)				
設置及び運営の方針									
基本的な考え方				評価基準13	(3/6)				
国内内外の有名シェフやスラフと連携した飲食施設をI R区域内の各所に展開し、来訪者に独自性と創造性のある「食」の体験を提供する。				評価基準13	(3/6)				
ターゲットとする各層				評価基準13	(3/6)				
世界中の美食家や宿泊層、ビジネス客からファミリー層まで多様なニーズに対応し、幅広い来訪者をターゲットとする。				評価基準13	(3/6)				
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）				評価基準13	(3/6)				
MGM大阪や結ひの庵といった多くの来訪者が往来する主要施設や主要動線の周辺に配置する。				評価基準13	(3/6)				
各店舗への搬出入は、I R区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮し、搬出入動線とする。				評価基準13	(3/6)				
各店舗区画内キITCHのほか、MGM大阪の下層階にセントラルキITCHを設置し、下処理等の調理工程の一部を行うため一部店舗へ搬出するサービス動線とする。				評価基準13	(3/6)				
シラスクラフ、サバークラフ、バーラー等のナイトイベント施設の概要									
外観及び内装の特徴									
外観については、シラスクラフ/サバークラフは「結ひの庵」を臨む個性ある建築物とする。また、バーラーは、小さな店舗や隠れ家的バーが軒を連ねる空間とする。内装については、シラスクラフ/サバークラフでは音楽やビデオアスと相まった特別な雰囲気を提供する。また、バーラーやその他のナイトイベント施設は、併設する施設や店舗の位置するゾーンのコンセプトに合わせながら、独自の非日常空間を創出するデザインとする。				評価基準13	(3/6)				
設置及び運営の方針									
基本的な考え方				評価基準13	(3/6)				
来訪者のナイトライフを充実させるエンターテインメント性に富んだ「食」の体験を提供する。				評価基準13	(3/6)				
ターゲットとする各層				評価基準13	(3/6)				
宿泊層やナイトエンターテインメントを求める訪日外国人旅行者を主なターゲットとする。				評価基準13	(3/6)				
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）				評価基準13	(3/6)				
来訪者動線は、多くの来訪者が往来する「結ひの庵」周辺にシラスクラフ、サバークラフ、バーラーを配置する。また、宿泊施設のビル等にナイトエンターテインメント施設を配置する。				評価基準13	(3/6)				
各店舗への搬出入は、I R区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮し、搬出入動線とする。				評価基準13	(3/6)				
各店舗区画内キITCHのほか、MGM大阪の下層階にセントラルキITCHを設置し、下処理等の調理工程の一部を行うため一部店舗へ搬出するサービス動線とする。				評価基準13	(4/6)				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤〔各IR施設の規模等：来訪及び滞在寄与施設〕

物販施設									
Luxuryリールの概要									
外観及び内装の特徴									
外観については、大阪IRの物販施設のシンボルとなるような印象的なデザインのアサートとする。		評価基準13 (4/6)							
内装については、各所に設置されるパブリックアートに調和する高級感の溢れる仕上げを施し、上質な空間を演出する。		評価基準13 (4/6)							
設置及び運営の方針									
基本的な考え方									
世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供する。		評価基準13 (4/6)							
国内外の富裕層をターゲットとする。カナルや家族連れ等カシノを利用しない富裕層に対しても充実したショッピング体験を提供する。		評価基準13 (4/6)							
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービスマン動線）									
来訪者動線については、富裕層が多く宿泊し、カシノをはじめとした多様な施設が集積するMGM大阪の下層に設定する。		評価基準13 (4/6)							
搬出入動線は、MGM大阪の下層に設置されるサービスヤードからの動線とする。		評価基準13 (4/6)							
サービスマン動線については、各施設のバックヤードと共用する。		評価基準13 (4/6)							
その他リールの概要									
外観及び内装の特徴									
外観は併設する建物に準ずる。		評価基準13 (4/6)							
内装については、各施設の内装と統一した店舗デザインとする。		評価基準13 (4/6)							
設置及び運営の方針									
基本的な考え方									
大阪、関西の土産物や日用品等を取り扱い、来訪者の多様なニーズに対応する。		評価基準13 (4/6)							
ターゲットとする客層		評価基準13 (4/6)							
各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。									
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービスマン動線）									
各施設の利用者が多く集まる、アクセスしやすい場所に施設を配置することで利便性に配慮した来訪者動線とする。		評価基準13 (4/6)							
搬出入動線は、併設する建物のサービスヤードからの動線とする。		評価基準13 (4/6)							
サービスマン動線については、各施設のバックヤードと共用する。		評価基準13 (4/6)							

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤（各IR施設の規模等：来訪及び滞在 寄与施設）

その他施設												
エネルギー供給施設（エネルギーセンター）の概要												
外観及び内装の特徴												
外観については、IR区域内の周辺景観に配慮したファサードとする。												
内装については、設置する機器に準じた内装とする。												
設置及び運営の方針												
基本的な考え方												
日々の運営で消費するエネルギーや原料の消費の総額を低減するために、高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入したエネルギーセンターを設置し、大版IR全体でのエネルギー消費の最適化や送電負荷低減に取り組む。												
施設内で製造した熱源や変電した電気は、IR区域外に設置した共同溝内に配管、配線して、各施設に供給する。												
動線（サービスマン動線）												
当該施設については、安全面、セキュリティ面への配慮から来訪者の立入制限区域とし、従業員や施設関係者等の移動を想定したサービスマン動線とする。												
評価基準13 (5/6)												
駐車場（屋内・屋外）の概要												
外観及び内装の特徴												
屋根付き屋外駐車場の外観及び内装については、周囲との調和に配慮した形状とする。												
屋内駐車場の外観については、配置する建物に準じる。また、内装については、機能性を重視した仕様とする。												
設置及び運営の方針												
基本的な考え方												
駐車場は、来訪者の利便性に合わせてIR区域内に分散配置する。												
カーゲートとする客層												
各施設を利用する全ての来訪者をカーゲートとする。												
動線（来場者車両動線）												
円滑な車両動線の実現のために、各駐車場の外にサイネージを設置し、駐車スペースの空き状況の見える化をする。また、敷地内においては駐車場ゲートまでに十分な滞留スペースを確保する。												
評価基準13 (5/6)												
共通バウチャーの概要												
外観及び内装の特徴												
外観については、バウチャーエリアが極力外観に表れないよう配慮する。												
内装については、カラフルな切り替えやサイン計画等により、従業員の移動に配慮する。												
設置及び運営の方針												
基本的な考え方												
IR内の各施設で利用するバウチャー機能を、来訪者動線との分離に配慮した上で適切に配置する。												
評価基準13 (5/6)												
動線												
従業員の移動や、来訪者動線との分離に配慮した動線計画とする。												
評価基準13 (5/6)												

別紙：国際会議場施設【床面積等】

区域整備計画					
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員					
IR整備法第2条の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◆暫定計画値 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]
国際会議場施設 (1項1号)	国際会議場施設	33,100～40,600	36,875	13,645	27,907

基本設計					確認結果	
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員						
IR整備法第 2 条 の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック
国際会議場施設 (1項 1号)	国際会議場施設					

【様式：評価基準 5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 床面積および収容人員											
No	種類	会議室名称	室数	1室あたりの床面積 (計画値) [㎡]	◆床面積 (暫定計画値) [㎡]	◇利用シーン収容人員[人]				◇消防法 収容人員[人]	
						72㎡形式 1.8㎡/人	37㎡形式 0.95㎡/人	167㎡形式 立座形式 1.4㎡/人	167㎡形式 ■席形式 1.85㎡/人		
1	最大 会議室	クラビ・ホールA	1室	6,480	6,480	3,600	6,821	4,629	3,503	12,960	
2	中小 会議室	アビデ・ホールA	1室	2,500	2,500	1,389	2,632	1,786	1,351	5,000	
3		グレイ・ホールA	1室	1,500	1,500	833	1,579	1,071	811	3,000	
4		ジュニア・ホールA	1室	750	750	417	789	536	405	1,500	
5		多目的室 (3F)	2室程度	245	245	272	516	350	264	980	
6		多目的室 (3F A)	2室程度	200	240	6,480	222	422	286	216	800
7		多目的室 (3F A)	2室程度	150	180	166	316	214	162	162	600
8		167ホールA	2室程度	100	120	112	210	142	108	108	400
9		ホールA	4室程度	50	60	112	212	144	108	108	400
10		VIP会議室	4室程度	35	42	76	148	100	76	76	280
合計				12,960	15,600	12,960	7,199	13,645	9,258	7,004	25,920

※1 各会議室の1室あたり床面積及び室数については、今後の設計の進捗に伴い国際会議場施設の床面積の合計 (約12,960～15,600㎡) の範囲で変更が生じる可能性があります

【様式：評価基準 5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 附属するその他施設の床面積			
No	主な附属施設	◆床面積 (計画値) [㎡]	◆床面積 (暫定計画値) [㎡]
1	ホワイエ (中廊下) 等	14,100	17,680
2	厨房・倉庫等	5,000	6,635

【様式：評価基準 5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 附属するその他施設の床面積		
No	主な附属施設	◆床面積 [㎡]
1	ホワイエ (中廊下) 等	
2	厨房・倉庫等	

◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考
	-	
	-	

別紙：展示等施設【床面積等】

区域整備計画				
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員				
IR整備法第2条の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◆暫定計画値 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]
展示等施設 (1項2号)	展示等施設	28,300～34,700	31,455	10,000
				23,348

【様式：評価基準 5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 床面積および収容人員				
No	展示ホールの名称	床面積 (計画値) [㎡]	◆床面積 (暫定計画値) [㎡]	◇コングレス等の収容人員[人]
				一般的な Block
1	ホールA	10,000～12,000	10,000	一般的な Block
2	ホールB	10,000～12,000	10,000	一般的な Block
合計		20,000～24,000	20,000	一般的な Block

【様式：評価基準 5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 附帯するその他施設の床面積				
No	主たる附属施設	◆床面積 (計画値) [㎡]	◆床面積 (暫定計画値) [㎡]	
1	ホールE (中廊下) 等 ※国際会議場施設と共通	14,100～19,500	17,680	
2	厨房・倉庫等 ※国際会議場施設と共通	5,000～8,000	6,635	
3	コークススペース・ビジネスラウンジ・ビジネスセンター・主催者 用事務スペース等	980～1,800	1,040	

基本設計				
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員				
IR整備法第2条の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]
展示等施設 (1項2号)	展示等施設			

【様式：評価基準 5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 床面積および収容人員						
No	展示ホールの名称	◆床面積 [㎡]	◇コングレス等の収容人員[人]			◇消防法 収容人員 [人]
			一般的な Block	一般的な Block	3階～ 4階 その他以外 4階	
1	ホールA					
2	ホールB					
合計						

【様式：評価基準 5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 附帯するその他施設の床面積				
No	主たる附属施設	◆床面積 [㎡]		
1	ホールE (中廊下) 等 ※国際会議場施設と共通			
2	厨房・倉庫等 ※国際会議場施設と共通			
3	コークススペース・ビジネスラウンジ・ビジネスセンター・主催者 用事務スペース等			

◆床面積 チャック	◇収容人員 チャック	備考

◆床面積 チャック	◇収容人員 チャック	備考

◆床面積 チャック	◇収容人員 チャック	備考

別紙： 電力増進施設【床面積等】

区域整備計画					基本設計					確認結果			
【様式：評価基準 3】IR施設の規模、床面積および収容人員 ※評価基準 8 電力増進施設の規模に記載されている内容を含む					【様式：評価基準 3】IR施設の規模、床面積および収容人員 ※評価基準 8 電力増進施設の規模に記載されている内容を含む					◆床面積 チェク			
IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◆暫定計画値 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェク	◇収容人員 チェク	備考
電力増進施設 (1増3号)	開西アート&カルチャーミュージアム	790～1,200	887	123	162	電力増進施設 (1増3号)	開西アート&カルチャーミュージアム						
	ジヤパン・フットバリオ	7,300～9,100	8,220	1,450	1,779		ジヤパン・フットバリオ						
	カーテシタワー	910～1,400	1,018	400	490		カーテシタワー						
	開西ジヤパンハウス	450～660	505	101	114		開西ジヤパンハウス						
	三連体輸入タジョ	460～680	520	139	152		三連体輸入タジョ						

別紙：送客施設【床面積等】

区域整備計画							基本設計			確認結果		
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員							IR整備法第 2 条			◆床面積 チャック		
IR整備法第 2 条 の区分		施設名称		◆延床面積 [㎡]	◆暫定計画値 [㎡]	◇利用ゾーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]				◆収容人員 チャック	備考
送客施設 (1 画 4 号)	関西リーゾムセンター			680～990	758	151	190					
	バスターミナル			10,100～12,500	11,284	138	911					
	フェリーターミナル			1,100～1,800	1,331	66	333					
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員							IR整備法第 2 条			◆床面積 チャック		
IR整備法第 2 条 の区分		施設名称		◆延床面積 [㎡]	◇利用ゾーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]				◆収容人員 チャック	備考	
送客施設 (1 画 4 号)	関西リーゾムセンター											
	バスターミナル											
	フェリーターミナル											

【様式：評価基準 9】送客施設の規模					
機能区分	◆規模 (床面積) [㎡]	◆暫定計画値[㎡]			
		規模 (床面積)	対面による乗船待ち及び サービスの手配のための設 備規模 (床面積)	待合の用に供する設備 の規模 (床面積)	
3号～4号入機能	360～520	400	100	300	
コンシエルジュ機能	180～260	200	100	90	
その他	140～210	158	-	-	
送客施設全体床面積	680～990	758	200	390	

※ 1 機能区分別及び各設備別の床面積については、送客施設の合計床面積 (680～990㎡) の範囲で変動が生じる可能性がある

【様式：評価基準 9】送客施設の規模					
機能区分	◆暫定計画値[㎡]				
	規模 (床面積)	対面による乗船待ち及び サービスの手配のための設 備規模 (床面積)	待合の用に供する設備 の規模 (床面積)		
3号～4号入機能					
コンシエルジュ機能					
その他					
送客施設全体床面積					

◆床面積 チェック				◇収容人員 チェック	備考

◆床面積 チャック	◇収容人員 チャック	備考

別紙：宿泊施設【床面積等】

区域整備計画					
【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員					
IR整備法第2条の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◆暫定計画値 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]
宿泊施設 （1項5号）	MGM大阪	209,800～256,600	233,189	10,590	11,221
	MGM大阪大阪びら	4,900～6,100	5,529	66	66
	MUSUBIホテル	45,600～55,800	50,719	3,876	4,973

【様式：評価基準10】宿泊施設の規模 レンタル比		
宿泊施設名	MGM大阪・MGM大阪びら	MUSUBIホテル
レンタル比	52～64%	50～61%

※1 レンタル比：宿泊施設に該当する延べ床面積に対する客室面積のみの割合を示す
※2 MGM大阪・MGM大阪びらは同一建物

【様式：評価基準10】宿泊施設の規模 施設構成 (客室以外の機能の床面積)							
宿泊施設名	料数[㎡]	バニタ[㎡]	スリ[㎡]	屋外プール[㎡]	フィットネス[㎡]	◆各機能の合計 [㎡]	◆各機能の合計 (暫定計画値) [㎡]
MGM大阪	2,312	0	1,925	2,127	3,209	7,600～11,500	9,573
MGM大阪びら	0	0	0	0	0	0	0
MUSUBIホテル	2,246	533	1,289	2,744	819	6,100～9,200	7,631

※3 各宿泊施設に宿泊するゲストの利用が主に見込まれるスナック、バー及びラウンジを対象として計上
※4 屋外プールの面積は延床面積に含まない
※5 機能別の床面積については、今後の設計の進捗に伴いMGM大阪における各機能の合計 (約7,600～11,500㎡) の範囲で変更が生じる可能性がある
※6 機能別の床面積については、今後の設計の進捗に伴いMUSUBIホテルにおける各機能の合計 (約6,100～9,200㎡) の範囲で変更が生じる可能性がある

客室タイプ	MGM大阪			MGM大阪びら			MUSUBIホテル		
	◆床面積 [㎡]	◇収容人員[人]	利用シーン	◆床面積 [㎡]	◇収容人員[人]	利用シーン	◆床面積 [㎡]	◇収容人員[人]	利用シーン
スナック	45～60	4	4	—	—	—	30～45	4	4
スナック	70～85	6	6	—	—	—	65～85	4	4
ラウンジ	185～230	6	6	400～490	8	8	100～125	4	4
平均	65～85	—	—	440～545	—	—	35～50	—	—

※7 代表的な客室タイプを記載

【様式：評価基準10】宿泊施設の規模 全ての客室の合計床面積、客室のうち最小のもの床面積、スートルームの最小面積 割合								
宿泊施設名	客室全体						スートルーム客室	割合
	総客室数[室]	◆総客室面積[m ²]	◆平均客室床面積[m ²]	◆最低客室床面積[m ²]	◆平均客室床面積[m ²]	最低客室床面積[m ²]		
MGM大阪	1,740～2,020	127,400～147,600	65～85	45～60	100～130	70～85	20%以上	
◆施設計画値	1,830	134,162						
MGM大阪びら	10	4,700～5,500	440～545	400～490	440～545	400～490	100%	
◆施設計画値	10	4,937						
MUSUBIホテル	630～725	26,500～30,700	35～50	30～45	70～90	65～85	2%以上	
◆施設計画値	660	27,919						
合計	2,375～2,760	158,600～183,800	60～75	—	105～135	—	20%以上	
◆施設計画値	2,500	167,018						

【様式：評価基準11】宿泊施設の設置 宿泊施設の飲食サービス		
宿泊施設名	ジャンル	◆規模 (暫定計画値) [㎡]
MGM大阪	バーラウンジ	720
	カフェ	102
	レストラン	1,065
	クラクラウンジ	425
	バーラウンジ	481
MUSUBIホテル	カフェ	743
	軽食レストラン	134
	レストラン	450
	クラクラウンジ	438

※8 飲食施設のジャンル別の延床面積については、今後の設計の進捗に伴いMGM大阪の飲食施設の合計 (約1,800～2,800㎡) 及びMUSUBIホテルの飲食施設の合計 (約1,700～2,700㎡) それぞれの範囲で変更が生じる可能性がある

基本設計					確認結果		
【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員							
IR整備法第2条の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考
宿泊施設 (1項5号)	MGM大阪						
	MGM大阪大阪びら						
	MUSUBホテル						

【様式：評価基準10】宿泊施設の規模 レンタル比		
宿泊施設名	MGM大阪・MGM大阪びら	MUSUBIホテル
レンタル比		

【様式：評価基準10】宿泊施設の規模 施設構成 (客室以外の機能の床面積)						
宿泊施設名	料数[㎡]	バニタ[㎡]	スリ[㎡]	屋外プール[㎡]	フィットネス[㎡]	◆床面積 [㎡]
MGM大阪						
MGM大阪びら						
MUSUBIホテル						

客室タイプ	MGM大阪			MGM大阪びら			MUSUBIホテル		
	◆床面積 [㎡]	◇収容人員[人]	利用シーン	◆床面積 [㎡]	◇収容人員[人]	利用シーン	◆床面積 [㎡]	◇収容人員[人]	利用シーン
スナック									
スナック									
ラウンジ									
平均									

【様式：評価基準10】宿泊施設の規模 全ての客室の合計床面積、客室のうち最小のもの床面積、スートルームの最小面積・割合											
宿泊施設名	総客室〔室〕	客室全体				スーパート客室		割合	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考
		◆総客室面積〔㎡〕	◆平均客室床面積〔㎡〕	◆最低客室床面積〔㎡〕	◆平均客室床面積〔㎡〕	最低客室床面積〔㎡〕					
MGM大阪											
MGM大阪ウイ											
MUSUBIホテル											
合計											

【様式：評価基準11】宿泊施設の設置 宿泊施設の飲食サービス		
宿泊施設名	ジャンル	◆床面積 [㎡]
MGM大阪	バーラウンジ	
	カフェ	
	レストラン	
	クラクラウンジ	
	バーラウンジ	
MUSUBIホテル	カフェ	
	軽食レストラン	
	レストラン	
	クラクラウンジ	

◆床面積 チャック	◇収容人員 チャック	備考

別紙：カジノ施設【床面積等】

区域整備計画					基本設計				確認結果
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員					【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員				
IR整備法第 2 条 の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◆暫定計画値 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェッ	◇収容人員 チェッ	備考	
カジノ施設 (10席)	カジノ施設	58,600～71,700	65,166	11,500	11,955				

【様式：評価基準 14】カジノ施設の規模

	◆床面積 [㎡]	
	施設全体	専らカジノ行為の用に供される部分 (ゲーミング区域)
カジノ施設	58,600～71,700	21,900～25,500
◆暫定計画値	65,166	23,115

※ 1 ゲーミング区域：設計・施工過程における計画調整により、IR施設の床面積に一定の変動が想定されるため、ゲーミング区域の床面積は、IR施設の床面積の合計の 3 % を超えない範囲で変更する場合がある

※ 2 利用シーンの収容人員：実際の利用シーンにおける収容人員（実際にテーブルゲーム・電子ゲームでプレイするゲスト以外のノン・ユーザーゲスト等も含む）

IR整備法第 2 条 の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]
カジノ施設 (10席)	カジノ施設			

◆床面積 チェッ	◇収容人員 チェッ	備考

	◆床面積 [㎡]	
	施設全体	専らカジノ行為の用に供される部分 (ゲーミング区域)
カジノ施設		

◆床面積 チェッ	◇収容人員 チェッ	備考

別紙：来訪及び滞在客と施設【床面積等】

区域整備計画					
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員					
IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◆暫定計画値 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]
来訪及び滞在客と施設 （1項6号）	夢洲プラザ	12,000～14,700	13,338	3,500	3,850
	Luxuryテール	44,500～54,500	49,472	6,063	9,795
	その他テール	370～540	415	83	95
	飲食施設	11,200～13,800	12,478	2,365	2,721
	共通/シェアード	98,200～153,500	125,866	—	6,519
	駐車場	84,800～137,100	110,989	8,753	401
	エネルギーセンター	9,400～11,600	10,511	—	32

施設名称	◆暫定計画値[㎡]
積ひの麓	20,000～40,000
フェスタ/バルパーク	20,000～40,000
イバレーショパーク	

施設	施設	種類	機能	◆規模 (計画値) [㎡]	◆規模 (暫定計画値) [㎡]
ローカルポートナダイニング、 クローバルポートナダイニング、 ジャズクラフ、サブクラフ、バーブー等のナイ	飲食施設	飲食機能	飲食機能	7,400～9,100	8,247
トエンターテイメント施設	飲食施設	飲食機能、ライブ・パ フォーマンス機能		3,800～4,700	4,231

基本設計				
【様式：評価基準 3】IR施設の規模 床面積および収容人員				
IR整備法第2条の区分	施設名称	◆延床面積 [㎡]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]
来訪及び滞在客と施設 (1項6号)	夢洲プラター			
	Luxuryテール			
	その他テール			
	飲食施設			
	共通/ツグポート			
	駐車場			
	エネルギーセンター			

施設名称	◆計画面積[㎡]
積ひの麓	
フェスタ/バルパーク	
イバレーショパーク	

施設	種類	機能	◆床面積 [㎡]
ローカルポートナダイニング、 クローバルポートナダイニング、 ジャズクラフ、サブクラフ、バーブー等のナイ	飲食施設	飲食機能	
トエンターテイメント施設	飲食施設	飲食機能、ライブ・パ フォーマンス機能	

確認結果

◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考

◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考

◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考

別紙 3

認定区域整備計画の実施状況報告書（様式）

※報告書の名称は仮称。また、様式は国が定めるところに従う。

別紙 4

セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）

**大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）**

令和6年（2024年）3月28日

大阪IR株式会社

目次

第1 総則	2
1. セルフモニタリングの目的	2
2. セルフモニタリング実施計画の位置づけ	2
3. 用語の定義	2
第2 セルフモニタリング体制	2
第3 セルフモニタリングの実施方法	3
1. 各部門による1次モニタリング	3
2. SPC モニタリング会議による2次モニタリング	4
3. SPC 代表取締役による確認（3次モニタリング）	4
4. 現地確認	4
5. セルフモニタリング報告書の提出	4
第4 セルフモニタリングの時期・内容・様式	4
1. 設計・建設等モニタリング	4
2. 開業準備モニタリング	5
3. 財務モニタリング	6
4. その他	6
第5 事業実施状況等の報告等	6
1. 事業実施状況等の確認方法	6
(1) 各部門による事業実施状況等の確認	6
(2) SPC モニタリング会議による事業報告書のとりまとめ	7
2. 事業報告書の提出	7
3. 府が行う区域整備計画実施状況報告への協力	7
4. 区域整備計画実施状況評価の反映	7
第6 セルフモニタリング結果等の公表	7
1. セルフモニタリング結果等の記録	7
2. セルフモニタリング結果等の公表	8
(1) 基本方針	8
(2) 公表内容等	8
第7 是正措置	8
1. 改善計画	8
(1) 事象の確認・報告	8
(2) 改善計画案の策定	9
(3) 改善計画の実施	9
(4) 改善計画の実施状況の確認	9
(5) 改善計画の見直し等	9
2. 予防措置計画	9
(1) 事象の確認及び予防措置計画の作成	9
(2) 予防措置の実施及び確認	9
3. 内部コミュニケーション	10

第1 総則

1. セルフモニタリングの目的

大阪IR株式会社（以下「SPC」という。）は、設置運営事業が、法令等及び関連協定を遵守し、本事業関連書類に基づき適切かつ確実に遂行されているか、また、その実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、さらに、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等をセルフモニタリングし、継続的な業務改善につなげることで、IR区域の整備によってめざす公益的な意義及び目標の実現、並びに設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な実施を図る。

また、セルフモニタリングを通じて、事業継続の阻害要因や課題の早期発見と解消に繋げるとともに、設置運営事業者に係る各業務の継続的な改善につなげ、法令等、関連協定若しくは本事業関連書類に基づく適正な遂行を図る。

2. セルフモニタリング実施計画の位置づけ

本計画（以下「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」という。）は、関連協定、モニタリング基本計画及び本事業関連書類に基づき、SPCが行うセルフモニタリング（設計・建設等）の具体的な体制、実施方針、実施方法、項目・内容等を示すものであり、SPCは、当該計画に従いセルフモニタリングを行う。

3. 用語の定義

セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）において使用する用語の定義は、本計画で別に定める場合を除き、モニタリング基本計画に定めるところに従う。

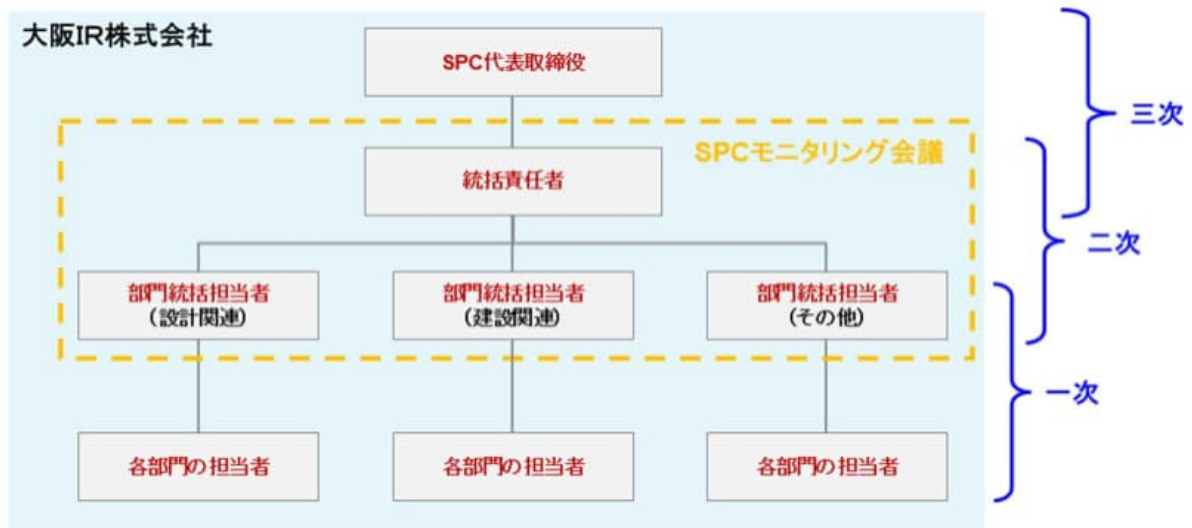
第2 セルフモニタリング体制

SPCにおけるセルフモニタリング（設計・建設等）は、図表1に示すとおり、SPCの執行の最高責任者である代表取締役（以下「SPC 代表取締役」という。）の下、各部門の担当者及び各部門を統括する担当者（以下「部門統括担当者」という。）による1次モニタリング（ダブルチェック）、全部門を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）及び部門統括担当者に参加する会議体（以下「SPC モニタリング会議」という。）による2次モニタリング（クロスチェック）、並びにSPC 代表取締役と統括責任者による3次モニタリングからなる複層かつ多角的な視点による実施体制（以下「セルフモニタリング体制」という。）を確保する。

また、モニタリングの内容に応じて、監査人及び会計監査人による監査により、SPCによる適切なセルフモニタリングの実施を担保する外部体制を確保する。

なお、設置運営事業は、IR及びこれを構成する各IR施設に係る業務に対する知見・実績・ノウハウ等を有した中核株主が中心的な役割や必要な支援を果たしながら実施していく計画としており、事業段階に応じてSPCの組織・人員体制が拡充されるまでの当面の間は、各部門による1次モニタリング、SPC モニタリング会議による2次モニタリング、及び3次モニタリングにおける統括責任者の役割は、中核株主への委託により、その支援を受けて実施する。

【図表1 セルフモニタリング体制】



第3 セルフモニタリングの実施方法

セルフモニタリングは、セルフモニタリング体制の下、次のとおり、各部門の担当者及び部門統括担当者による1次モニタリング（ダブルチェック）、SPC モニタリング会議による2次モニタリング（クロスチェック）、SPC 代表取締役と統括責任者による3次モニタリングにより行う。また、各確認者が必要と判断した場合は、現地確認を実施する。

但し、毎事業年度の終了時に行う当該事業年度のセルフモニタリング及び事業実施状況等の確認以外のセルフモニタリングについては、セルフモニタリングの項目・内容に応じて、書類による確認（1次モニタリング）及び統括責任者による確認（2次モニタリング）によって、セルフモニタリングを行うことができるものとする。

1. 各部門による1次モニタリング

- (1) 各部門の担当者及び部門統括担当者は、担当業務について「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に掲げる計画書及び報告書等（以下「モニタリング書類」という。）を作成し、設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認する。
- (2) また、「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を用いて、担当する業務についてのセルフモニタリングを行い、その結果（以下「1次セルフモニタリング結果」という。）を当該様式に記録する。
- (3) 各部門では、担当者が日々の業務の実施状況等を確認した上で、部門統括担当者において、設置運営事業が法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認（ダブルチェック）する。

2. SPC モニタリング会議による 2 次モニタリング

- (1) 1 次セルフモニタリング結果を踏まえ、統括責任者及び部門統括担当者が参加する SPC モニタリング会議を開催し、部門統括担当者から業務の実施状況等の報告を受けた上で、統括責任者及び他の部門の部門統括担当者によって、設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認・審議（クロスチェック）の上、その結果（以下「セルフモニタリング結果」という。）を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録する。
- (2) また、毎事業年度の終了後においては、当該事業年度のセルフモニタリング結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録し、「セルフモニタリング報告書」としてとりまとめる。

3. SPC 代表取締役による確認（3 次モニタリング）

SPC 代表取締役は、統括責任者から報告を受け、2 次モニタリングでとりまとめた「セルフモニタリング報告書」を確認し、それを承認する。

4. 現地確認

1 次モニタリング及び 2 次モニタリングにおいて、各確認者が必要と判断した場合は現地確認を実施する。

5. セルフモニタリング報告書の提出

毎事業年度の終了時に行う当該事業年度のセルフモニタリング結果をとりまとめた「セルフモニタリング報告書」については、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、府及び市に提出する。

その他のセルフモニタリング結果については、「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に掲げる提出書類ごとに定める提出時期に、各モニタリング書類の提出によって府及び市に報告する。

また、必要に応じて個別事項の改善策や是正措置等を含めるものとする

第 4 セルフモニタリングの時期・内容・様式

1. 設計・建設等モニタリング

設計・建設等モニタリングとして、本事業関連施設（但し、本件土地等に設置されるものに限る。以下同じ。）の設計及び本件工事の状況について、「第 3 セルフモニタリングの実施方法」に基づき、図表 2 に示すモニタリング項目及び内容についてセルフモニタリングを行い、その結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するとともに、図表 2 に示す提出書類及び提出頻度（「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」の提出は毎事業年度。以下同じ。）にて府及び市に提出する。

【図表2 設計・建設等モニタリングの内容及び提出書類等】

項目	モニタリング内容	提出書類	提出頻度
設計・建設等の実施体制	設計業務の実施体制	管理体制表（設計業務）	毎事業年度
		委託体制表（設計業務）	
	施工業務の実施体制	管理体制表（施工業務）	毎事業年度 ※準備工事の着工時及び本件 IR 施設の建設及び整備の着工時
		請負体制表（施工業務）	
設計・建設等の実施状況	設計の進捗状況	設計工程表	四半期毎
		設計業務の進捗状況を説明する資料	
	工事の進捗状況	工事工程表	四半期毎 ※準備工事の着工時及び本件 IR 施設の建設及び整備の着工時
		工事の進捗状況を説明する資料	
	設計状況	IR 施設の用途別面積表	基本設計完了時/本件 IR 施設の建設及び整備の着工時/本件 IR 施設の営業開始時 ※変更時（軽微な場合を除く）
		IR 施設の平面図・立面図・断面図	
	施工計画	施工計画書	毎事業年度 ※準備工事の着工時及び本件 IR 施設の建設及び整備の着工時
	施工状況	施工報告書	四半期毎
	暴力団員等排除の取組状況	工事業者から暴力団員等を排除するために行った措置等を説明する資料	毎事業年度
	公共インフラ整備等との連携・調整状況	公共インフラ整備等との連携・調整状況を説明する資料	毎事業年度

2. 開業準備モニタリング

開業準備モニタリングとして、本件 IR 施設の開業前の準備状況について、「第3 セルフモニタリングの実施方法」に基づき、図表3に示すモニタリング項目及び内容についてセルフモニタリングを行い、その結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するとともに、図表3に示す提出書類及び提出頻度にて府及び市に提出する。

【図表3 開業準備モニタリングの内容及び提出書類等】

項目	モニタリング内容	提出書類	提出頻度
開業準備の実施状況	大阪 I R 株式会社の体制	SPC の体制表 SPC の体制計画	毎事業年度 ※セルフモニタリング報告書の提出時に提出
	開業準備の実施体制	開業準備業務の体制表（委託先等を含む）	
	開業準備の進捗状況	開業準備の進捗状況を説明する資料（スケジュール表等）	
各種手続の履践状況	IR 整備法に定める手続の履践状況	IR 整備法に定める手続の履践状況報告書	
	実施協定等に定める手続の履践状況	実施協定等に定める手続の履践状況報告書	
反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための処置の状況	行動指針の設定と履行状況	反社会的勢力排除のための行動指針	策定時/変更時
		行動指針の履行状況を説明する資料	毎事業年度

3. 財務モニタリング

財務モニタリングとして、本件 IR 施設の開業前における、SPC 及び設置運営事業の財務状況、資金の流れ及び組織体制等について、「第3 セルフモニタリングの実施方法」に基づき、図表4に示すモニタリング項目及び内容についてセルフモニタリングを行い、その結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するとともに、図表4に示す提出書類及び提出頻度にて府及び市に提出する。

【図表4 財務モニタリングの内容及び提出書類等】

項目	モニタリング内容	提出書類	提出頻度
SPC の財務状況	SPC の財務状況	四半期報告書	四半期毎
		財務報告書	毎事業年度
SPC の資金調達状況	出資の状況	SPC への出資状況を説明する資料	半期毎
		SPC の登記事項証明書の写し	毎事業年度/増資時
		株式引受契約書の写し	締結時/変更時
	融資契約の状況	融資契約の進捗状況を説明する資料	半期毎
		融資契約書の写し	締結時/変更時
	融資の実行状況	融資実行の状況を説明する資料	半期毎
	融資の返済状況	融資返済の状況を説明する資料	半期毎

4. その他

本件土地課題対策（土壌汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去）¹の実施状況については、事業用定期借地権設定契約並びに、SPC が府及び市との間で令和5年9月29日付けで締結した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書」に定めるところに従い、SPC において施工管理及び履行状況の管理等を行った上で、府及び市に対し、必要となる協議、報告、書類の提出等を行う。

第5 事業実施状況等の報告等

1. 事業実施状況等の確認方法

設置運営事業の実施状況等の確認は、毎事業年度の終了後、セルフモニタリング体制の下、次のとおり、各部門の担当者及び部門統括担当者による確認、SPC モニタリング会議による確認・審議並びに SPC 代表取締役による承認により行う。また、各確認者が必要と判断した場合は、現地確認を実施する。

(1) 各部門による事業実施状況等の確認

各部門の部門統括担当者は、毎事業年度の終了後、1次セルフモニタリング結果を踏まえ、担当する業務について、設置運営事業が実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等を含め、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況を確認するとともに、これらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等を

¹ 大阪府が令和5年度債務負担行為（788億円）を設定し実施している大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業

検討し、その結果を「認定区域整備計画の実施状況評価結果報告書」の様式²に記載する。

(2) SPC モニタリング会議による事業報告書のとりまとめ

各部門による事業実施状況等の確認結果及びセルフモニタリング結果を踏まえ、統括責任者及び部門統括担当者が参加する SPC モニタリング会議を開催し、担当業務以外の業務も含め、設置運営事業が実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等を含め、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等について確認・審議の上、その結果を「事業報告書」としてとりまとめる。

また、SPC 代表取締役は、SPC モニタリング会議においてとりまとめられた「事業報告書」を確認し、承認する。

2. 事業報告書の提出

事業報告書については、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、府及び市に提出する。

3. 府が行う区域整備計画実施状況報告への協力

SPC は、府から合理的な要請があった場合には、速やかに、事業報告書の内容並びにこれに関連する資料及び情報を合理的な範囲で提供し、府が行う区域整備計画実施状況報告に誠実に協力する。

また、府が区域整備計画実施状況報告に際して講じる市及び公安委員会との協議その他 IR 整備法第 37 条第 3 項に基づき必要となる対応に、誠実に協力する。

4. 区域整備計画実施状況評価の反映

国土交通大臣により区域整備計画実施状況評価の結果が公表又は府から通知された場合は、当該結果を事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させる。

第 6 セルフモニタリング結果等の公表

1. セルフモニタリング結果等の記録

SPC は、セルフモニタリング結果について、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するほか、「セルフモニタリング報告書」を作成する。

また、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等について、「事業報告書」を作成する。

² 報告書の名称は仮称。また、様式は国が定めるところに従う。以下同じ。

2. セルフモニタリング結果等の公表

(1) 基本方針

SPC は、設置運営事業の公益性を踏まえて、設置運営事業の実施に係る情報を適切に開示し、経営の透明性の確保に努めることを基本方針とする。

また、セルフモニタリングの方法及び結果並びに設置運営事業の実施状況等について、その概要、認定区域整備計画に記載する各施策及び措置の実施状況並びに成果指標の達成状況その他必要な事項を SPC のウェブサイトにおいて公表し、本事業期間中、これを維持するものとする。

(2) 公表内容等

セルフモニタリングの方法及び結果、設置運営事業の実施状況等に関する情報は、関連する情報と合わせて、図表 5 の公表書類、内容（個人情報並びに民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）及び頻度により、SPC のウェブサイトにおいて公表する。

【図表 5 公表書類等項目、頻度及び方法】

公表書類	内容	頻度
事業基本計画	設置運営事業の基本となる事項に関する計画 ※認定区域整備計画の一部として公表	変更毎
事業計画	各事業年度における本件 IR 施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画	年度毎 (変更毎)
セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）	本件 IR 施設の設計及び建設・整備等に係るセルフモニタリングの実施計画	変更毎
四半期報告書	各事業年度における各四半期における法人の概況、事業の状況、経理の状況等	四半期毎
財務報告書	法人の概況、事業の状況、経理の状況等	年度毎
セルフモニタリング報告書	各事業年度におけるセルフモニタリング結果の要旨（「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を含む）	年度毎
事業報告書	各事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況等 ※「認定区域整備計画の実施状況報告書」の一部として公表	年度毎

第7 是正措置

1. 改善計画

セルフモニタリングの結果、設置運営事業が法令等、関連協定若しくは本事業関連書類に基づき適正に遂行されていないと認められた場合や府からレベル 2 以上に該当するものとして是正要求措置等が行われた場合には、次のプロセスにより是正を図る。

(1) 事象の確認・報告

SPC の各部門の担当者及び部門統括担当者は、事象の詳細な確認を実施するとともに、当該事象の解消、改善を図る。また、容易に解消できない事象の場合は、応急処置を

行い、事業運営等への影響の最小化を図る。

(2) 改善計画案の策定

部門統括担当者は、統括責任者の下、法令等の遵守及び本事業関連書類に従った設置運営事業の実施を確保するため、改善対策、改善期限、再発防止策を含む改善計画案を作成し、SPC 代表取締役はそれを承認する。SPC は、改善計画案を府及び市に提出し、府及び市の承認を得て改善計画を決定する。

(3) 改善計画の実施

SPC は、各部門において改善計画に基づき改善を実施するとともに、その実施状況を確認する。

(4) 改善計画の実施状況の確認

SPC は、セルフモニタリング体制に基づき、改善計画の実施状況及び有効性を確認し、その結果を府に通知する。SPC は、当該事象の内容、実施した改善対策、再発防止策等をまとめた「改善報告書」を作成し、府及び市に報告する。

(5) 改善計画の見直し等

前記(4)において、改善計画の十分な有効性が認められなかった場合、前記(2)に戻り、原因検証の上、改善計画の見直しを行い、有効性が確認されるまで、前記(3)及び(4)のプロセスを行う。

2. 予防措置計画

セルフモニタリングの結果、法令等、関連協定又は本事業関連書類に対して違反又は不履行に達するほどの事象ではないが、予防措置を要する事象を認めた場合又は府からレベル1に該当するおそれがあると注意を受けた場合においては、次のプロセスにより対応する。

(1) 事象の確認及び予防措置計画の作成

SPC の各部門の担当者及び部門統括担当者は、事象の詳細な確認を実施するとともに、当該事象の解消、改善を図る。

部門統括担当者は、予防措置計画案を作成し、統括責任者はそれを承認する。

(2) 予防措置の実施及び確認

各部門において予防措置計画を実施するとともに、その実施状況・有効性を確認する。

3. 内部コミュニケーション

セルフモニタリングの実施過程において、設置運営事業が法令等、関連協定若しくは本事業関連書類に基づき適正に遂行されていないと認められた場合、又はそのおそれが認められた場合は、SPC 代表取締役の判断により、必要に応じて、図表 6 に示す内部コミュニケーションを実施する。

【図表 6 内部コミュニケーション】

発生事象の分類	内部コミュニケーション (下段：参加者)	実施内容
法令違反又はそのおそれ	責任者会議の開催 (SPC 代表取締役、統括責任者、 部門統括担当者)	・ 事実確認 ・ 原因分析 ・ 再発防止策の立案
本事業関連書類への不適合 又はそのおそれ	同上	・ 事実確認 ・ 原因分析 ・ 再発防止策の立案
将来、法令違反や本事業 関連書類の不適合に発展 するおそれがあるもの	統括会議の開催 (統括責任者、部門統括担当者)	・ 部門間での情報共有 ・ 注意喚起

以上